

行財政改革プラン

平成17～19年度



八王子市
平成17年5月

新たな「行財政改革プラン」の策定にあたって

八王子市長 黒須 隆一

我が愛する首都圏西部の中核都市・八王子の舵取りを委ねられて、早や6度目の春が巡って参りました。我が国はもとより、本市を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況にあります。私の都市再生にける思いは益々強くなるばかりです。

これまでの5年、私が標榜するところの「八王子元気計画」実現のため、財政の健全化と効果・効率的な行政運営の確立に全力且つ果敢に取り組んで参りました。その結果、就任当初 3,200 億円にも及ばんとしていた市債残高を 400 億円近く縮減させたほか、400 名を超える正規職員の削減などにより、市民の皆様生活に影響を与えることなく市政運営を刷新することができました。

とりわけ、市民の皆様日々接する職員の意識改革がはかられ、「市民はお客様、市役所は市内最大のサービス産業」という認識を体に染み込ませることができたことは最大の成果と自負しているところです。

現行の行財政改革の取組は本年3月をもって計画期間が終了しました。申し上げるまでもなく「行財政改革」は途絶えることのない永遠のテーマです。そこで、ここに新たな「行財政改革プラン」をお示しするものです。

新たなプランの策定にあたっては、昨年8月に提出された「八王子市行財政改革推進審議会」の答申や、市議会、市民の方々の貴重な御提言を踏まえ、従来の行政内部の改革を引き続き強力に推進していくほか、新たに「地域経営」の視点からの取組を盛り込みました。

行財政改革の推進にあたり、市職員一人ひとりが当事者意識を持って万事に臨むことが重要であるとともに、市民の皆様のご理解とお力添えが何よりも大切です。今後とも持続可能で元気なまちづくりに向けた取組になお一層のご協力をお願いする次第です。

平成 17 年 5 月

目 次

新たな行財政改革のめざす方向	1
1 これまでの行財政改革	3
2 新たな取組に向けて	3
3 本計画のめざすもの	4
4 これからの自治体経営改革	5
(1) 地域経営改革	5
(2) 行政経営改革	5
人材・組織マネジメント	6
施設マネジメント	8
財政マネジメント	10
情報マネジメント	12
5 集中改革プランとして位置付ける定員適正化方針と行政経営改革	14
6 ゆめおりプラン関連計画関係図	16
施策別取組	17
施策体系別取組一覧	18
取組担当部課一覧	22
1 新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまち	24
2 一人ひとりが大切にされ共助で築くふれあいのまち	42
3 だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち	60
4 安全で快適に暮らせる心やすらぐまち	76
5 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち	88
6 水とみどりを慈しむ地球環境にやさしいまち	98
新たな行財政改革と同時に進める【財政改革“53”】と【定員適正化方針】	113
1 歳 出	114
2 歳 入	116
3 特別会計	117
4 定員適正化方針	119
附属資料	121
1 行財政改革の変遷	123
2 八王子市行財政改革推進審議会答申	124

新たな行財政改革のめざす方向



1 これまでの行財政改革

本市では、これまで四次にわたる行財政改革に取り組んできました。昭和 61 年の第一次改革にはじまり、平成 8 年度～10 年度の第二次改革では簡素で効率的な行政運営の実現を目指し、職員数の適正化や事務事業の見直しなど行政組織の簡素合理化に努めてきました。11～13 年度の第三次改革では年度別数値目標を掲げ、実効性を高めるとともに、人材育成基本方針の作成や市民参加基準策定など、現在のニューパブリックマネジメント（NPM：New Public Management）につながる新たな視点からの取組も掲げました。さらに、14 年度からは第四次改革として、根本的な“制度・しくみ”そのものの改革に取り組んできたところです。

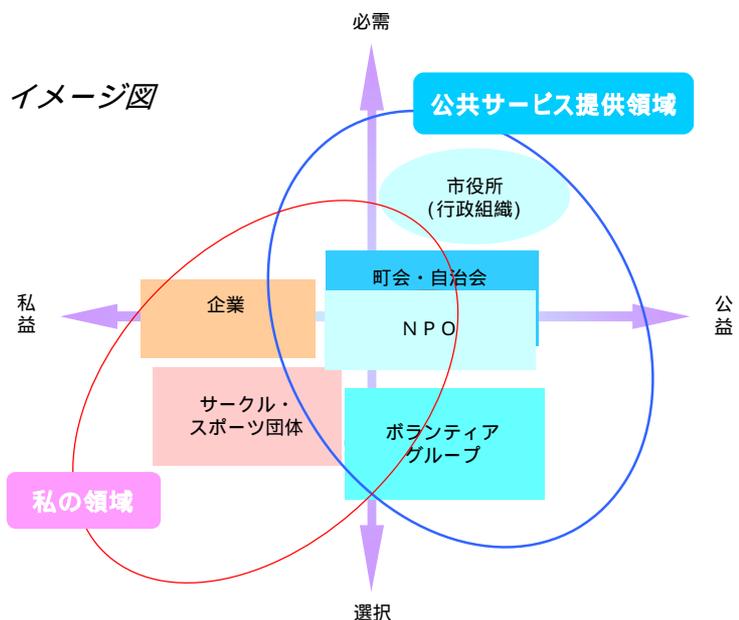
2 新たな取組に向けて

本市が第四次改革において策定した「しくみと意識のステップアップ作戦(行財政改革大綱)」は、16 年度が取組の最終年度であったことから、17 年度以降の新たな改革の取組方針を定めるため、公募市民や学識者の方々による「八王子市行財政改革推進審議会」に行財政改革の推進について諮問し、昨年 8 月に答申をいただきました。

この答申は、副題に「『協働』と『地域経営』の視点から」とあるように、「八王子ゆめおりプラン」のまちづくりビジョンを踏まえたうえで、「市民協働」と「まちの活性化」に重点を置いたものでした。また、留意点として、地方分権や住民自治を常に行政運営の基本に置くことや公共サービス(地域社会全体の福祉を向上させるサービス)を提供する「公共領域」における市民と行政の役割分担にも言及しており、これまで以上に行政組織はもちろん、地域を一体とした改革の推進を求める内容となっています。(巻末資料参照)

本プランは、こうした指摘や提言も踏まえて策定したものです。

「市民と行政の役割分担」イメージ図



3 本計画のめざすもの

本計画を推進することで、以下の二つの課題を解決していきます。

課題 1

ゆめおりプランの施策に対応した“しくみ”改革の実現

第四次改革の「しくみと意識のステップアップ作戦(行財政改革大綱)」を策定した14年2月時点では、公募市民138名で構成される「ゆめおり市民会議」が基本構想・基本計画の素案を策定中であり、行財政改革の基本理念である『市のまちづくりビジョンを達成し、市民福祉の向上を図るための“しくみ”と“財政基盤”づくり』で示すところのビジョンが明確ではありませんでした。しかし、その後15年3月に『八王子ゆめおりプラン』(基本構想・基本計画)を策定したことで、目指すべき方向(ビジョン)が定まりました。そこで、ゆめおりプランの施策を実現するための“しくみづくり”が課題になっています。

課題 2

行政評価の結果を全ての行財政運営に反映

本市の行政評価は、15年度から本格実施をしていますが、『市民に対して説明責任を果たすこと』を中心とした評価という性格が強いものでした。そこで、16年度には対象事業をゆめおりプランの施策に沿って評価し、その結果を「事業の重点化を図る」かたちで実施計画に反映させたことで、行政評価のもう一つの重要な目的である『各施策に設定した目標の達成度により、施策を構成する事業や重点配分が適切であるか判断し、事業を見直すこと』を果たしました。

しかし、行政評価の目的は「事業(フロー)の見直し」だけではなく、「人材・組織・施設・情報というストックの見直し」をも目指すものです。そこで、成果重視の行政運営を実現するため、全ての行財政運営において計画・実施・評価・見直し(改善)の連携化を図るPDCAサイクルを構築することが課題になっています。

4 これからの自治体経営改革

行財政改革推進審議会から提言を受けた「『協働』と『地域経営』の視点」を十分に反映したうえで、課題の解決に取り組んでいきます。

(1) 地域経営改革（改革視点の拡大）

本市では、公園アドプトなど公益的な活動をしている市民に対して『側面支援に努める、活動の場や機会を提供する、目標達成に向けた一定の裁量を付与する、市民の自発性と主体性を尊重する』ことに留意しながら、パートナーシップの形成に努めています。この「公益的な活動」とは、公共サービスのうち行政組織（市役所）が提供するもの以外の活動を指していますが、境界線（行政と市民の役割分担）は明確ではありません。

現在市役所が主体となって提供している公共サービスの中には、市民（企業を含む）が主体となって提供することが相応しいサービス（公益的な活動）が数多く含まれています。

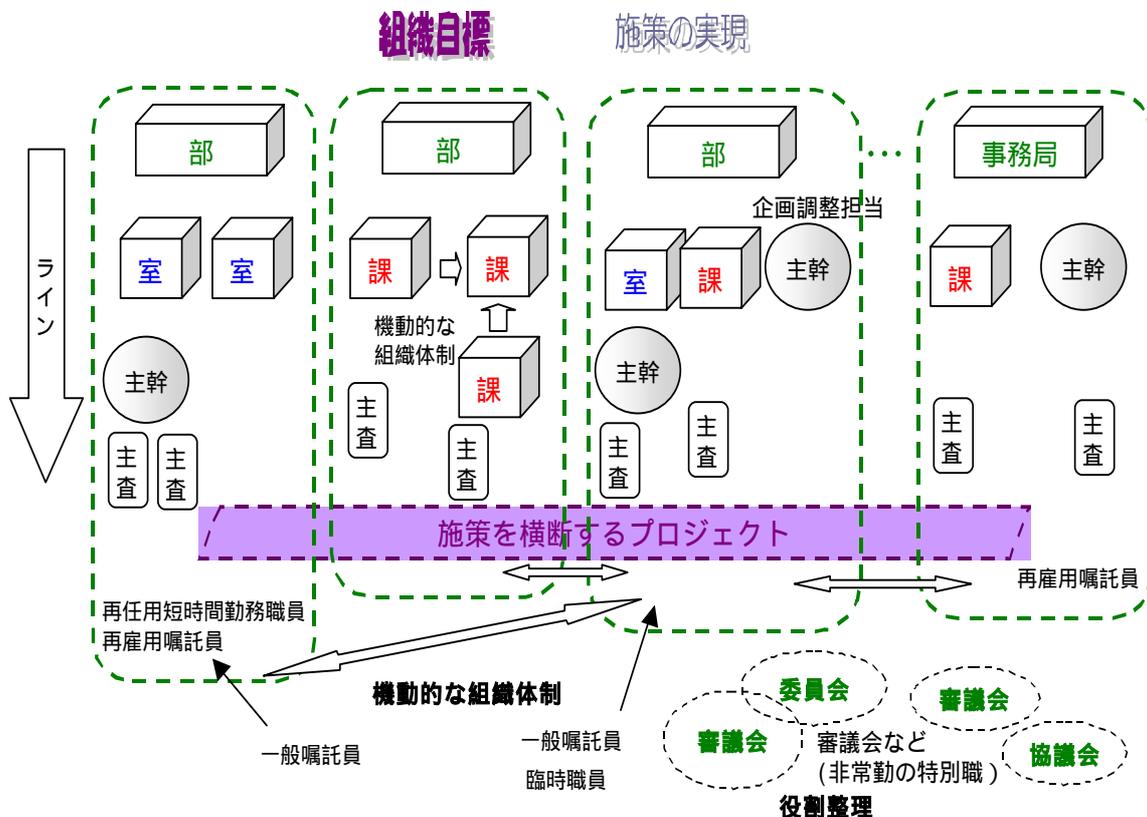
行財政改革推進審議会の答申に示された「地域経営」の視点とは、『地域に対する資源配分の妥当性や公共サービス提供の役割分担とその手法など、市役所以外のより広い領域を一体として考えること』であり、今後、団塊の世代が定年退職を迎え、地域に豊富な人材が存在することを考えると、この視点がより重要性を増してきます。

これらの状況を踏まえたうえで、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、地域が有する人材や施設など経営資源を最も有効に活用して公共サービスの質を向上させ、地域の価値を高める視点から、地域経営改革に取り組みます。

(2) 行政経営改革（しくみ改革の発展形）

行政組織内部の改革は、前行財政改革大綱「しくみと意識のステップアップ作戦」の「基本方針」から『情報の共有化』『効率的・効果的な行政運営』を、「重点行動計画」から『予算改革』『人事・給与改革』『組織の再編』を継承し、経営資源をベースにした「人材・組織」「施設」「財政」「情報」の4つのマネジメントシステムとして充実・再構築します。これらのマネジメントの基本的な考え方と施策を横断した取組について、次ページ以降で示しています。

イメージ図



社会情勢の急激な変化に対応し、多様化する行政ニーズに適宜適切に応えられる行政経営を行っていく上で最も重要な資源は職員（人材）です。そこで、本市では「八王子市人材育成基本方針」（13年4月策定）に基づき、付加価値を創り出していく人材の育成を長期的かつ着実に推進していくことで人的資源の能力・資質の向上を図ります。

戦略的な人材・組織マネジメントは、多様な雇用形態の人材を経営資源として積極的に組織化し、活用することであり、「人材育成」に加え、「組織」の要素が相互に密接に関係することで、有効かつ継続的な機能を発揮します。そこで、「組織」について現状から問題を洗い出し、課題を解決していきます。

まず、多様な雇用形態を最適に組み合わせることで最高の費用対効果を実現する「雇用ポートフォリオ」については、再任用短時間勤務職員・嘱託員・臨時職員などによる処理が可能な業務をさらに抽出し、適用範囲の拡大を図るとともに、新規事業には原則適用していく考えです。また、定年退職者の再任用にあたっては、長年の公務実績を生かして退職後も責任を持って職務を遂行することが求められており、必要なスキル・能力・資質を基準として示し、これにより最適な人材を確保していきます。

さらに、経営の視点に立ち組織の機動性を高めるため、個々の職員の資質を熟知し、業務に精通した各部長に部内の人事の権限を移譲するとともに、組織をまたがる人事については明確な基準と情報共有のもとで行っていきます。

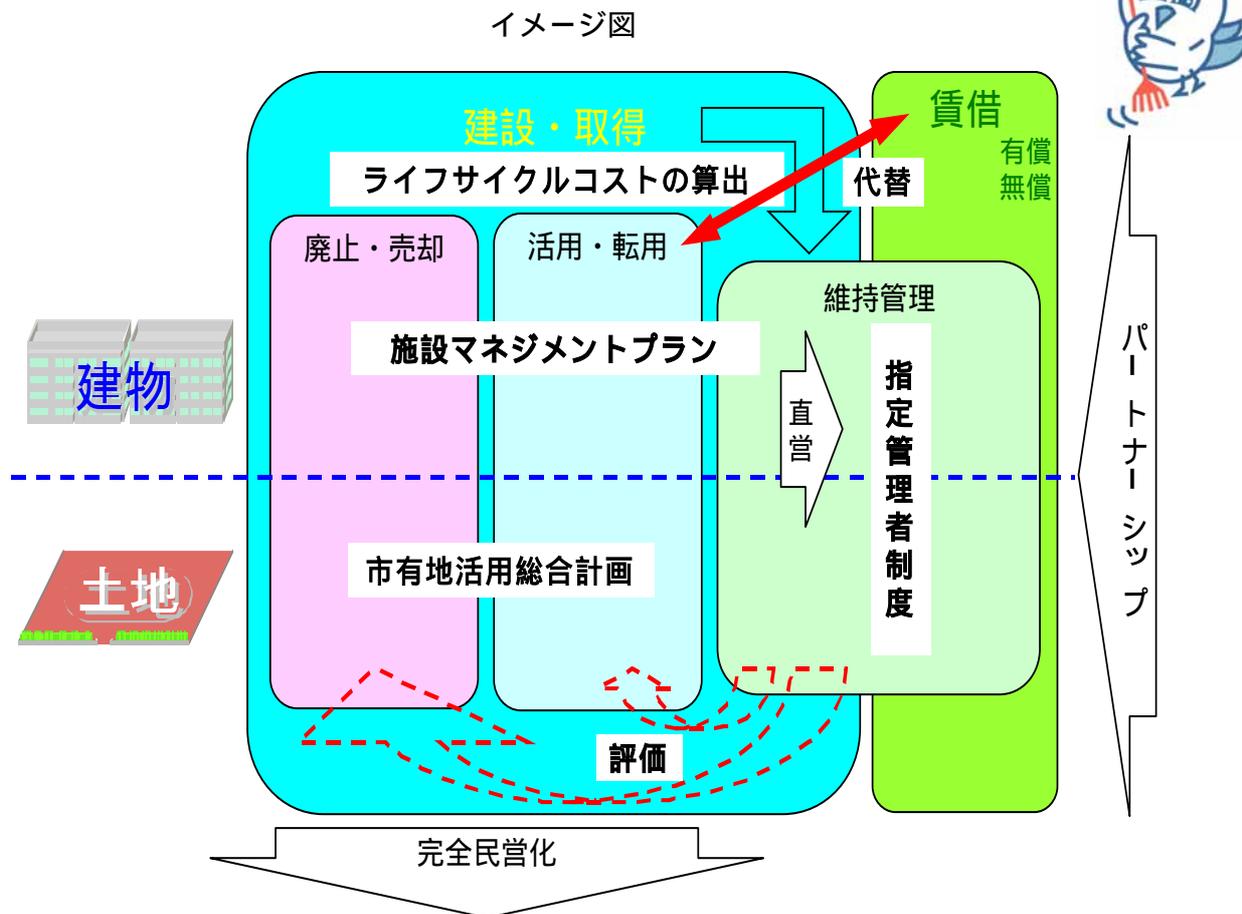
また、本市では「ゆめおりプラン」の施策の実現に向け、施策と組織の体系を極力近づけることを目指して、15年8月に組織改正を行いました。これにより、組織の目標は明確になりましたが、施策そのものが横断的な取組みを要するものに対しては、ラインを横断して活動する機能をもつプロジェクトチームの活用なども必要であることから、長期的な視点に立った対応を目指します。同様に選挙事務や国勢調査など、年度により必要な人員数にバラツキがある業務については、固定職員による対応とせず各部からの応援体制を強化することで柔軟に対応します。

このほか、市の組織には市民や学識経験者などの非常勤職員を構成員とする審議会（委員会・協議会などを含む）があります。それぞれ法や時代の要請に応じて設置してきたものですが、所期の目的は既に果たし、もはや設置根拠が失われたと思われるものや類似組織が存在している状況などがあります。各審議会の設置目的、構成員、活動実態を検証したうえで役割に応じた組織に整理統合、拡充を図ります。また、改選時に審議会ごとに行っている市民公募は、年度当初に当該年度の公募予定一覧を公表する制度を17年度に構築するなど、より一層の充実を図ります。

施策を横断した取組（人材・組織）

	取組項目	内容	取組年度			担当部署
			17年度	18年度	19年度	
人1	雇用ポートフォリオの推進と任用方針・基準の明確化	業務分析の具体化による適用範囲の拡大及び任用基準の明確化	←→			経営管理課 職員課
人2	部長への人事権移譲	組織力を高めるため、業務に精通した部長に部内の人事権を移譲	←→			経営管理課 職員課
人3	機動的組織の確立	施策そのものが横断的な取組みを要するものや年度により繁閑のある業務に対して部を横断して応援する体制の確立	←→			政策審議室 経営管理課
人4	審議会のあり方検討	審議会や検討会などが、設置時からの時の経過や環境の変化により、その役割を終えていないか検討	←→			経営管理課 審議会所掌各課

施設マネジメント



これまで「施設」に関しては、14年3月策定の「施設白書」において、その全体像と整備のあり方を示しました。この「施設白書」と「しくみと意識のステップアップ作戦」の個別取組項目である『既存施設の有効活用』に基づき、施設改修計画の策定、建築課の財務部への移行による保全管理体制の強化、保全マニュアルの策定、あり方検討会による方向性の検討に取組んできました。

また、「土地」に関しては、14年度に「市有地活用総合計画」を策定し、一般競争入札による土地の処分や月極駐車場としての貸付などの活用を図るとともに、包括外部監査人からの指摘事項について、その適正化に努めているところです。

さらに、「施設」の管理運営についても、15年6月に地方自治法が改正され、同年9月に指定管理者制度が導入されました。この制度により、従来、公共団体又は公共的団体に限られていた公の施設の管理・運営を、NPO法人を含めた民間へ開放することが可能になりました。制度導入の目的は、市民・事業者のノウハウや創意工夫を活かすこ

とで、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上や地域資源の活用、自治力の向上を図るとともに、経費の節減を図ることにあります。本市においては、「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」に基づき、公の施設については、現在直営で維持管理しているものを含め、原則として指定管理者制度の導入を検討します。

また、「施設」については管理形態の決定と同時並行で、存廃を含めたあり方を検討する必要があります。この方向性決定へのアプローチは二通りあります。

一つは地域サービスのあり方から検討することで残すべき施設を特定していく方法です。ゆめおりプランで市域を区分した6地域を目安に、各地域で必要とされるサービスについて検討するなかで、配置すべき施設を決定していきます。

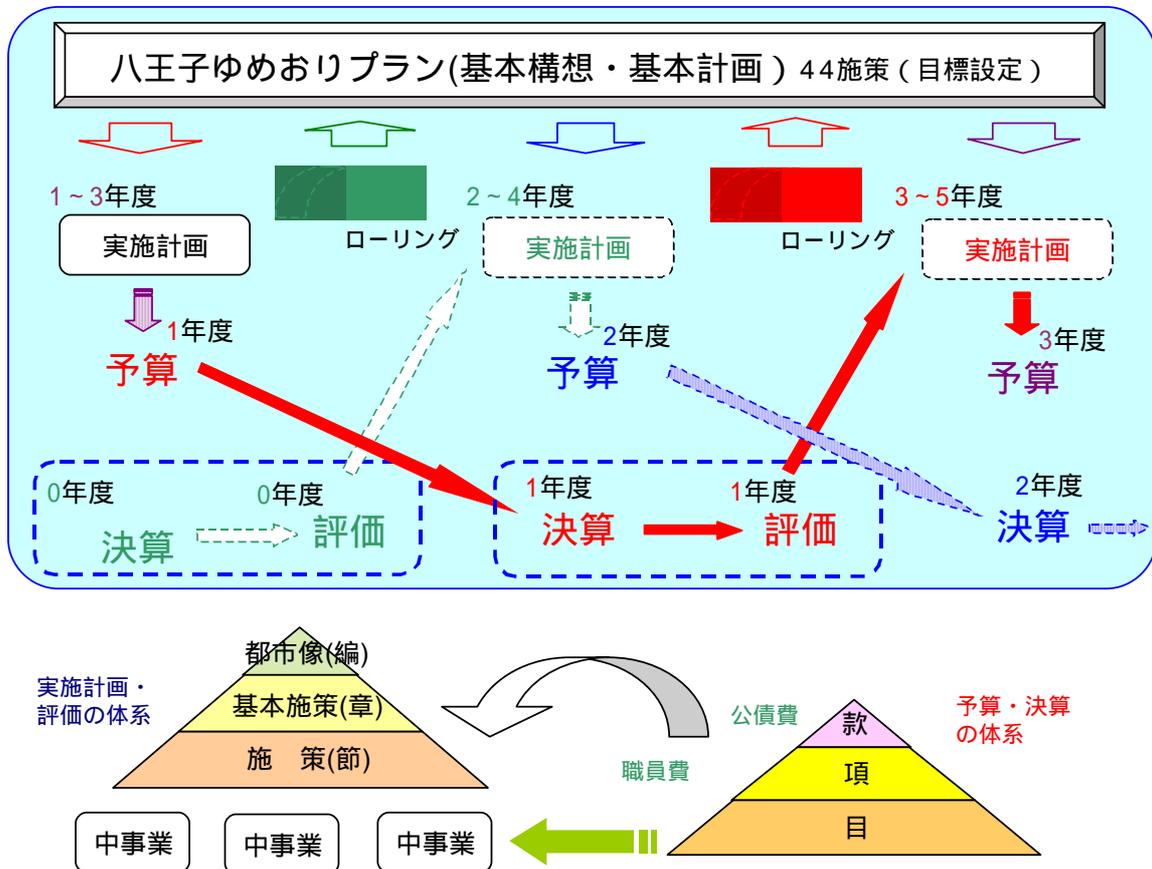
もう一つは、施設の現状から費用対効果を検証し、最少の経費で最大の効果をあげることができる施設を選定することにあります。そのため、施設の実態調査、台帳の作成、適正管理と改修計画・借上げ施設の活用指針の策定を中心とした施設マネジメントプランを策定します。プラン策定後は、プランの行動計画に基づき評価を行い、実施計画や予算に反映させていきます。

このほか、本庁舎については、昭和58年開設以降22年が経過するなかで、事業の収束や職員数の変動に伴い、あるいは、市民サービスの向上や機動的な業務展開を図るため、市民サービスのスペースと事務室の適正配置が必要になっています。そのため、常設の検討会を設置し、計画的な庁舎利用に努めます。

施策を横断した取組（施設）

	取組項目	内容	取組年度			担当部署
			17年度	18年度	19年度	
施1	指定管理者制度の導入	現在直営で維持管理している施設を含め、原則として施設に指定管理者制度の導入を検討	←→			政策審議室 施設所掌各課
施2	施設マネジメントプランの策定	施設白書に基づく行動計画を基礎とした計画の策定	←→			建築課
施3	施設評価の実施	行政評価のうち、施設に関する評価は、施設マネジメントプランの行動計画に基づき評価	←→			経営管理課 建築課
施4	(仮称)庁舎適正活用計画の策定と活用検討会の設置	実施計画、定員適正化計画と連動した中期的な視点の活用計画の策定と常設の検討会設置	←→			政策審議室 経営管理課 管財課

イメージ図



「財政マネジメント」については、「しくみと意識のステップアップ作戦」の重点行動計画として掲げた「予算改革」の中で、はじめて「計画主導型予算・財政マネジメントサイクル・事業別予算」の考え方を示しました。計画主導型予算は、ゆめおりプランを実現するために取組むべき3か年の事業を示した「実施計画」と「予算」を連動させるしくみの中で、16年度予算編成から実施計画を編成の指針と定めています。また、17～19年度の実施計画策定において、16年度の行政評価の結果を反映させることで、計画主導型予算と財政マネジメントサイクルを一体的に構築する取組に着手しました。さらに、常勤一般職の従事割合の実態に基づき職員費を主要事業に割り振ることで、事業別のコスト表示にも努めました。これらの取組を行うことで解決すべき課題が明確になりました。

まず、共通した課題として、計画から予算・決算を通じて財政情報の一元化を図ることがあります。具体的には、15年3月のゆめおりプラン策定以降、施策の実現に向け

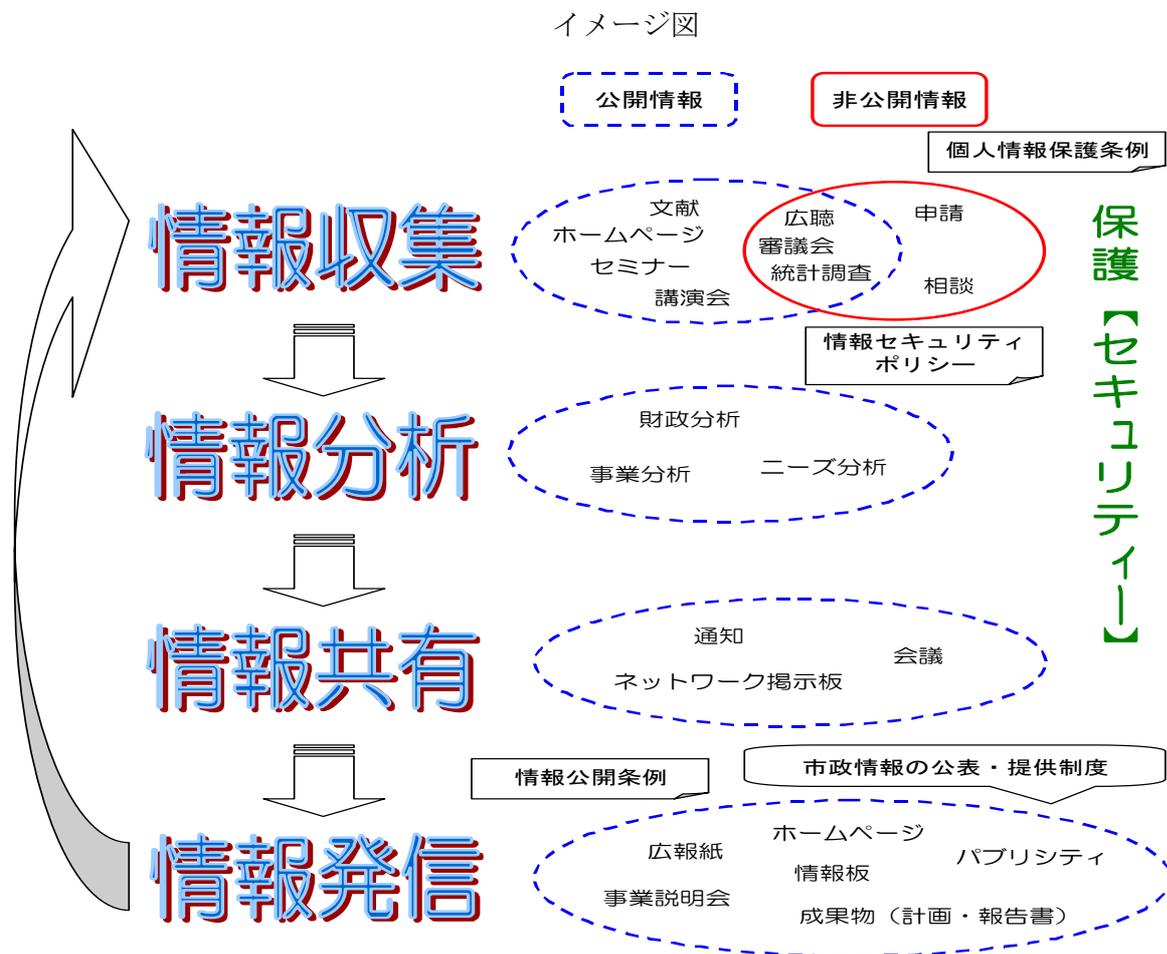
た視点から、施策を構成する事務事業について施策への貢献度・優先度という面から評価を実施してきました。予算・決算の公表においても施策の体系に沿って表記することが望まれています。また、事務事業の優先順位も施策ごとにつけているため、各々の施策における重要性に基づいた実施計画への反映はできたものの、異なる施策に属する事業間の相対評価のしくみの構築が今後の課題です。また、新規事業の採択に対するルール化も図ります。

これらの課題に対応するために、実施計画策定段階で、職員費も含めた総事業費を施策別に明確にした中で事務事業の優先順位付けを行うとともに、行政評価や決算関連資料(主要な施策の成果・事務報告書)・予算の概要との連携を図り、よりわかりやすい財政情報を提供します。

財政情報に関する課題としては、このほか、資金調達における信用力の確保があります。資金調達の一つである地方債は、これまで国の起債許可制度のもと政府資金(財政融資・郵貯・簡保)を中心に借り入れてきました。しかし、これからは資金調達先が民間資金へシフトされるとともに、地方分権の進展に伴い、とりわけ18年度からは起債協議制度へ移行することにより、ミニ市場公募債の発行など自己決定及び自己責任に基づく資金調達が求められてきます。その結果、地方債を借り入れる(市場から資金調達する)ためには、現状の公募債発行団体と同様に市の信用力が必要になりますが、同時に、市民(投資家)評価を高めることも求められます。そのため、多様な分析に基づき投資の判断に必要な情報を提供するなど、新たな財政情報の発信に向けた取組を行っていきます。

施策を横断した取組(財政)

	取組項目	内容	取組年度			担当部署
			17年度	18年度	19年度	
財1	計画主導型事業別予算の実行	実施計画策定段階で、職員費も含めた総事業費を施策別に明確にした中で事業の優先順位付けを実施	←→			政策審議室 行革推進課 財政課
財2	施策別予算体系の明確化	行政評価と決算関連資料(主要な施策の成果・事務報告書)・予算の概要との連携	←→			政策審議室 経営管理課 財政課
財3	地方債協議制度移行に向けた新たな財務情報発信の確立	多様な分析に基づき投資の判断に必要な情報を提供するなど、新たな財政情報を発信	←→			財政課



I T (Information Technology “情報技術”)社会の急速な進展は、市民生活に多くのメリットをもたらした反面、個人情報の電子情報化により個人の権利が侵害されることへの不安が高まってきました。そのため、「個人情報の保護に関する法律」が15年5月に公布、一部施行となった後、17年4月全面施行となりました。本市においては、法に先立つ8年7月に「個人情報保護条例」を制定し、個人の権利利益の保護と基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に努めていくこととし、17年4月からは法制定を踏まえた改正を行ったところです。一方、公開情報については積極的な発信にも力を注ぎ、また、「市政情報の公表・提供制度実施要綱」により、市が保有する情報について、公開請求を待つことなく市民に公表・提供する制度も導入しています。

これまでの情報管理は、主に紙に記録された情報を対象とした「文書管理」と電子化された情報を対象とした「情報化の推進」及び「セキュリティ管理」を分散した部署で進めてきました。そのため、情報の種類や表示、伝達、保管の方法に関わらず取扱いや処理について総合的に管理・推進する視点が十分ではありませんでした。そこで媒体の種類

に関わらず情報の「収集」「分析」「共有」「発信」「保護(セキュリティ)」というマネジメントプロセスを確立するため、まず情報を統括する体制を整備します。

次に、情報の種類から課題を整理します。まず、電子情報を取り扱うITについて、本市では「e-City八王子計画」(計画期間:平成14～18年度)に基づき推進しています。計画策定当時全国で約5千万人であったインターネットの利用者は、既に8千万人を超えています。また、内部管理業務においても財務会計システムの導入や行政情報ネットワークの整備などを行い、電子情報を取り扱う環境が大きく変化しています。これらの変化に適切に対応し、電子情報を安全かつ有効に運用するため、本市のIT推進の現状・問題点・課題を明らかにした白書とそれを反映した「e-City八王子計画」(改訂版)を策定します。

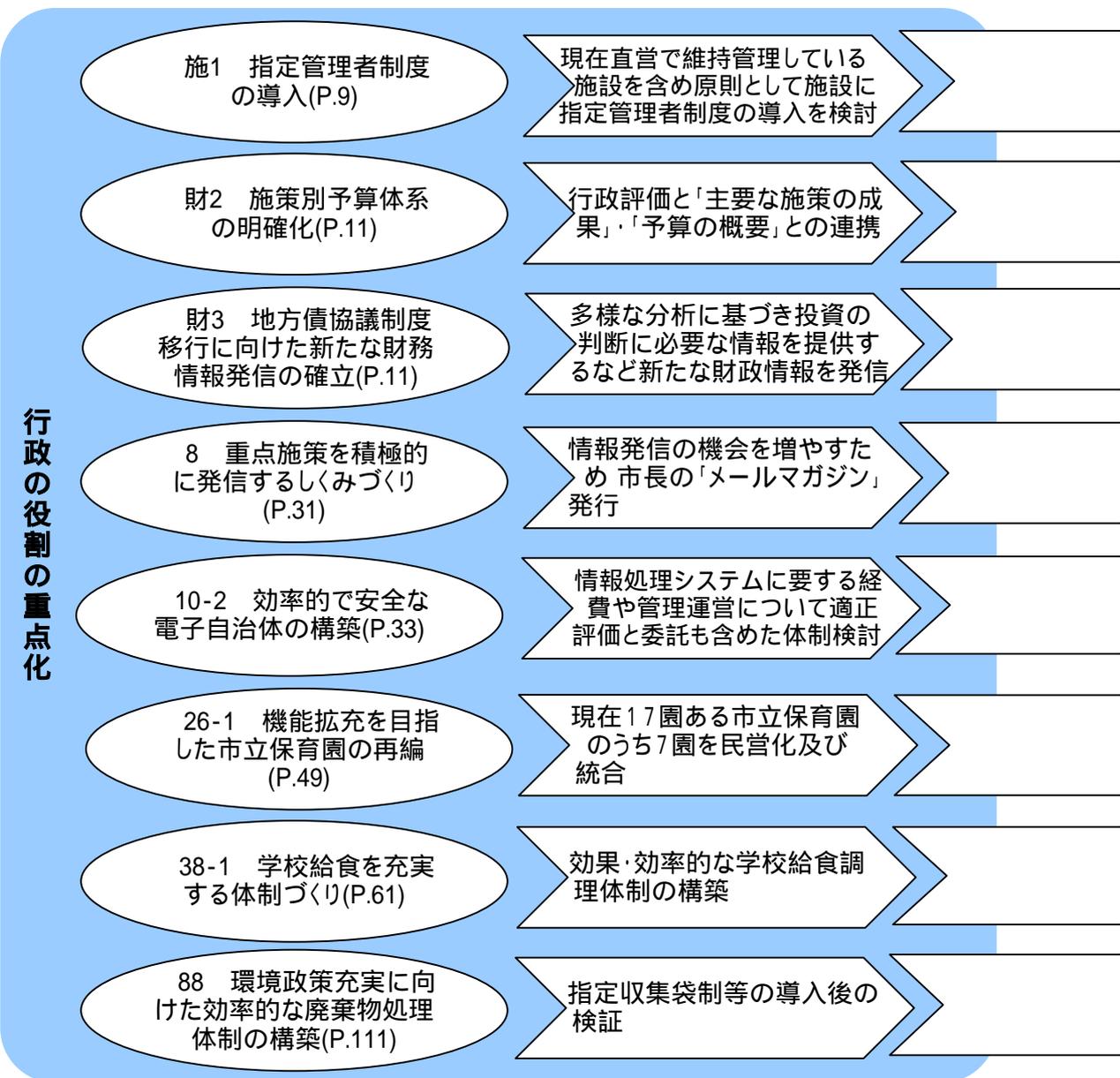
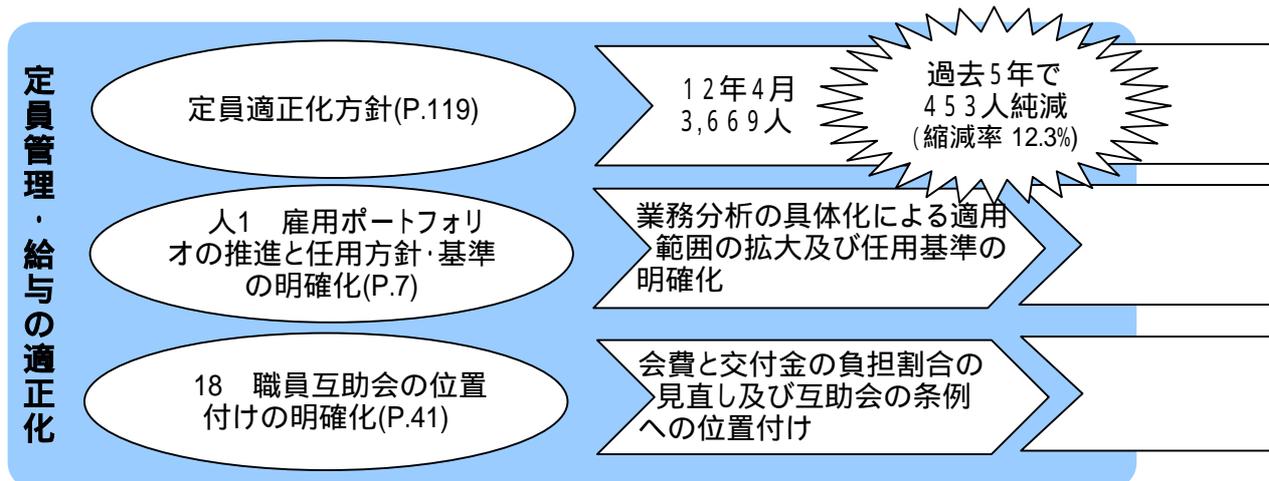
また、IT社会への対応にあわせて、口頭による情報の「収集」「発信」も重要性を増しています。16年10月の「ごみ有料化」の際には、1,600回にも及ぶ説明会を実施したことで、大きな混乱もなく制度を導入することができました。このように、フェイス・トゥー・フェイスの面にも留意し、ITを効率的に活用したしくみを構築します。

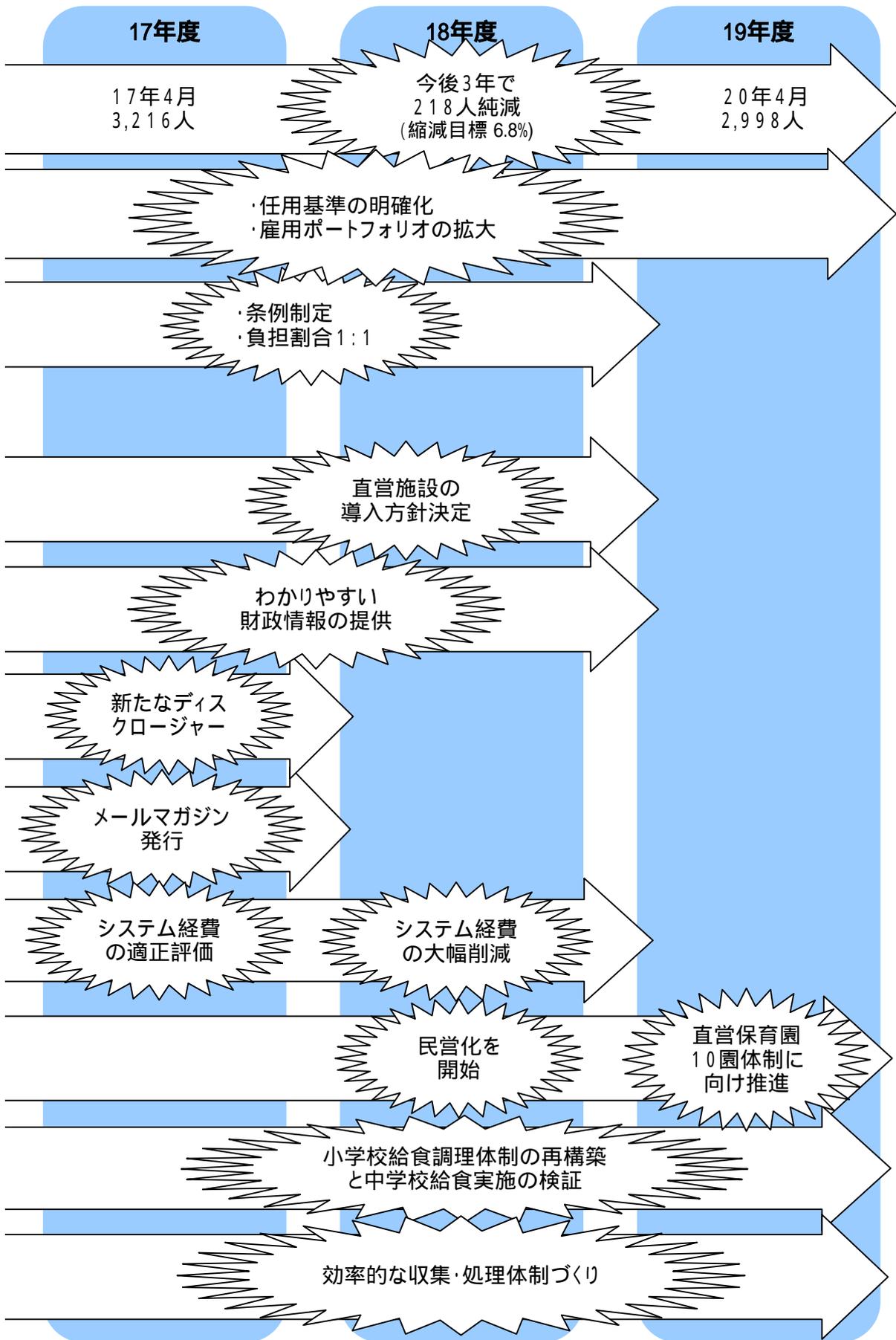
さらに、地方分権が推進するなか“オンリーワンのまち”を実現するためには、本市の特性を把握したうえで独自の計画を策定していくことが重要です。そこで、効率的に情報を収集して有効に活用するため、大学の研究室が独自に収集している「八王子に関するデータ」を共有化するしくみを構築するとともに、施策の実現に向けた組織目標の設定・達成に有効なデータを活用するプロセスを構築していきます。

施策を横断した取組(情報)

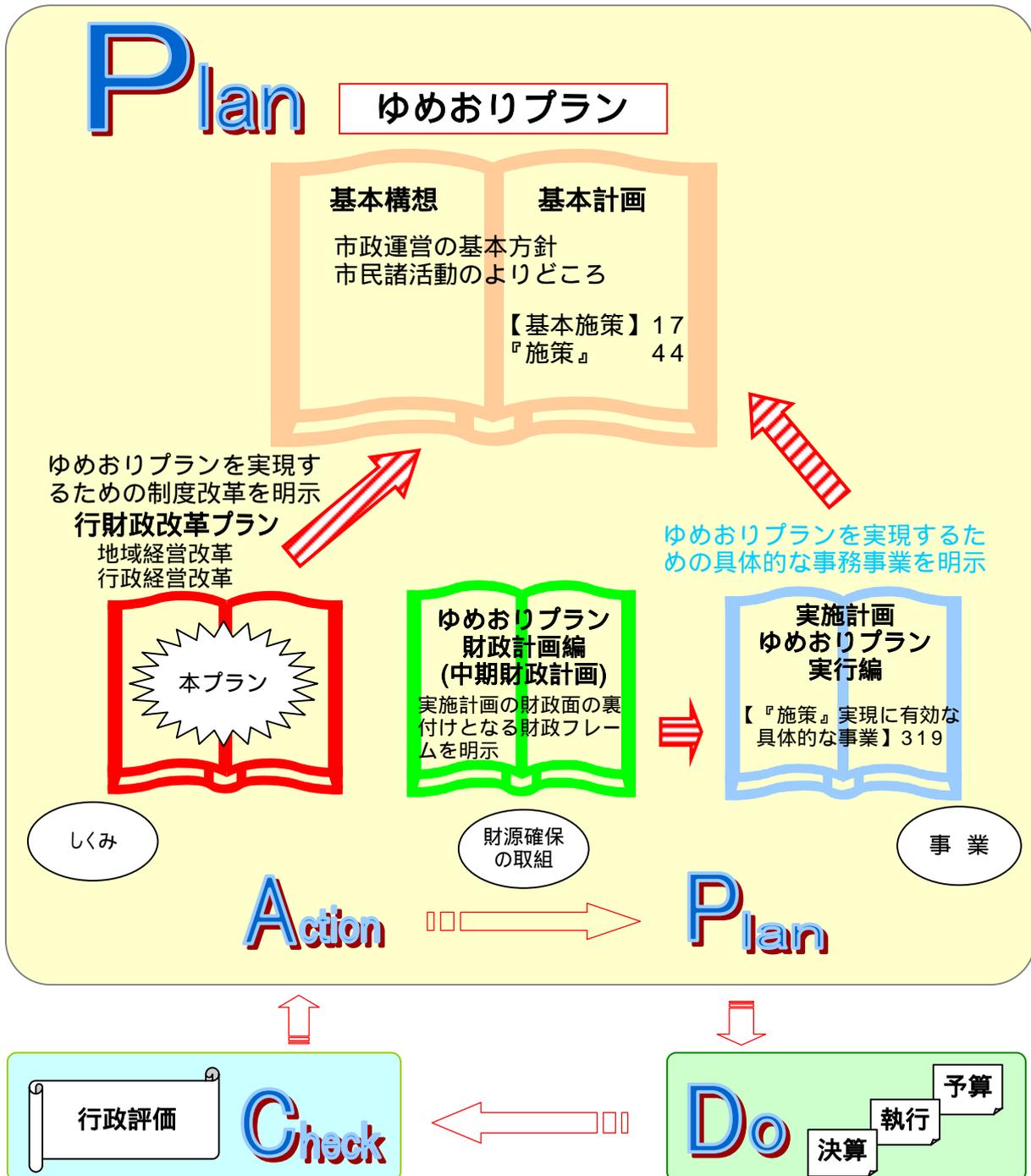
No.	取組項目	内容	取組年度			担当部署
			17年度	18年度	19年度	
情1	情報を統括する体制の整備	情報を総合的に収集し、活用促進させる体制の整備	←→			政策審議室 広聴広報室 IT推進室 総務課
情2	電子自治体白書と「e-City八王子計画」(改訂版)の策定	これまでのIT推進の取組をまとめた白書とそれを反映した「e-City八王子計画」(改訂版)を策定	←→ 白書策定	←→ 改訂版策定		IT推進室
情3	大学と連携した情報収集のしくみづくり	大学の研究室独自に収集している八王子に関するデータを共同で有効活用できるしくみの構築	←→			政策審議室 学園都市文化課
情4	有効なデータを活用するしくみづくり	組織目標の設定・達成に有効なデータを活用するプロセスを構築	←→			政策審議室 経営管理課

5 集中改革プランとして位置付ける定員適正化方針と行政経営改革





6 ゆめおりプラン関連計画関係図



施策別取組



施策体系別取組一覧

施策名			地域経営改革	
1 新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまち				
1 自立した協働のまち	01	市民自治の推進	1	市民自治のしくみづくり
	02	市民と行政との協働	3	参加・協働の推進に向けた環境づくり
	03	地方主権の確立	5	分権時代にふさわしい自主施策の展開による オンリーワンのまちづくり
2 市民が納得できるサービス	04	説明責任の着実な実行	7	開かれた市政の推進に向けた広聴と広報の連携拡充
	05	市民サービスの向上	9	地域における行政サービスの再構築
3 行財政運営	06	計画的都市経営	11	行政計画の整理
	07	効果・効率的行政運営	13	最少の経費で最大の効果をあげるための行政サービスの提供方法の検証
	08	持続可能な財政運営	15	市民視点の財産管理
	09	人材の育成と活用	17	人事白書と人材育成実施計画の策定
2 一人ひとりが大切にされ共助で築くふれあいのまち				
4 市民生活・コミュニティ	10	人とひととの支え合い	19	市民参加で行う男女共同参画施策推進のしくみづくり
	11	地域での支え合い	21	コミュニティ組織の基盤づくりの推進
	12	暮らしの相談・支援	23	地域の相談機能の充実
5 地域福祉	13	子どもの健全育成	25	地域における子ども自身の育ちを支援するしくみづくり
	14	障害者支援	27	障害者支援サービスの再構築
	15	高齢者支援	29	シニア世代を支援するしくみづくり
	16	社会保障	31	先進的な社会生活自立支援プログラムの導入
6 健康・医療	17	健康の維持・増進	33	健康づくりの具体的な推進
	18	医療体制づくり	35	社会の要請に応えた看護師を育成するしくみづくり
3 だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち				
7 生きる力を育む教育	19	学校教育の充実	37	地域における学校の役割の検証
	20	特色ある学校づくり	39	学校評価マネジメントサイクルの確立
	21	開かれた学校づくり	41	学校施設の民間開放の検討
8 豊かな心を育む生涯学習	22	生涯学習の推進	43	市民の学習活動を支援する連携体制づくり
	23	生涯スポーツの推進	45	総合型地域スポーツクラブの定着に向けた支援体制づくり

行政経営改革							取組数
人材・組織マネジメント	施設マネジメント	財政マネジメント	情報マネジメント				
			2	地域ファンドの研究			2
			4-1	ミニ市場公募債の発行	4-2	市民活動団体の課題を共有するしくみづくり	3
6-1	企画調整担当の充実				6-2	既存データの有効活用に向けた収集データの一元化	3
					8	重点施策を積極的に発信するしくみづくり	2
10-1	柔軟な窓口体制の構築				10-2	効率的で安全な電子自治体の構築	3
			12	政策選択基準の明確化			2
14	業務の繁閑に柔軟に対応する体制づくり						2
			16-1	企業会計の利点を応用した公会計制度の研究	16-2	統計資料としての税情報の整備	3
18	職員互助会の位置付けの明確化						2
20	社会福祉協議会のあり方の検証						2
22	コミュニティ推進策に関する市の役割の検証						2
24	住宅対策に関する市の役割の検証						2
		26-1	機能拡充を目指した市立保育園の再編	26-2	「(仮称)子ども健全育成費」の創設		3
28	障害を軸とした支援体制の構築						2
30	シルバー人材センターの改革支援						2
				32	介護給付適正化システムの活用		2
				34	健康診査の充実に向けた受診者負担のルール化		2
36	医療サービスの充実と医療費適正化に向けた連携強化						2
38-1	学校給食を充実する体制づくり	38-2	学校の適正規模の確保と廃校施設の有効活用				3
40-1	校長がリーダーシップを発揮できるしくみづくり				40-2	学校教育統合システムの導入	3
42-1	外部の人材を活用できる環境整備	42-2	開放に積極的な学校を評価するしくみづくり				3
44-1	図書館と地区図書室を関連させる体制づくり	44-2	公民館のあり方の見直し				3
46-1	スポーツ振興に関する市の役割の転換			46-2	ネーミングライツ(命名権)の導入		3

施策体系別取組一覧

施策名			地域経営改革		
9	文化の継承・創造	24	市民文化活動	47	企業と連携した文化・芸術活動の支援
		25	文化の保存・継承	49	歴史文化を中心とした連携と協力のネットワークづくり
		26	文化交流の推進	51	国外の優秀な人材を呼び込むためのしくみづくり
4 安全で快適に暮らせる心やすらぐまち					
10	都市環境整備	27	計画的なまちづくり	53	良好な住環境づくりへの市民参加のしくみの確立
		28	安全で安心なまちづくり	55	自主防災組織の拡充
		29	快適でうるおいのあるまちづくり	57	地域が公園を生み育てるしくみづくり
11	交通環境整備	30	総合交通体系の確立	59	地域住民の協力で安全な交通体系の確立
		31	道路交通網の整備	61	地域が道路を生み育てるしくみづくり
		32	公共交通の充実	63	「西は高尾」で交通の分散化
5 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち					
12	産業振興の推進	33	体制づくりと人材育成	65	地域産業の担い手予備軍の育成
13	時代をリードする産業	34	製造業・情報通信産業の振興	67	さらなる産・産・学の連携
14	地域性をいかした産業	35	商業・流通業の活性化	69	商業者を中心とした創意工夫のにぎわいづくり
		36	農林業の振興	71	市民に身近な農業のしくみづくり
		37	観光産業の振興	73	高尾山を中心とした観光機能の強化
6 水とみどりを慈しむ地球環境にやさしいまち					
15	良好な地域環境の形成	38	環境保全体制の確立	75	環境学習・リサイクル推進組織の育成
		39	良好な生活環境の確保	77	河川情報の周知による啓発
16	自然環境の保全・活用	40	森林・緑地の保全・活用・創造	79	地域の支援による私有緑地の保全
		41	水辺環境の整備	81	地域の景観や要望に即した国・都への働きかけの強化
17	循環型社会の構築	42	資源・エネルギーの有効活用	83	家庭でできる地球温暖化対策の普及
		43	ごみの減量	85	発生抑制推進事業者のPR
		44	廃棄物の適正処理	87	地域ぐるみのごみ発生抑制
件数				44	

行政経営改革							取組数	
人材・組織マネジメント		施設マネジメント		財政マネジメント		情報マネジメント		
48	学園都市文化ふれあい財団の自立促進						2	
		50-1	高尾山周辺の自然や歴史文化の総合的な活用	50-2	個人・民間資本の導入による歴史文化に親しめる環境づくり		3	
52	会議・共同研究を通じた都市間交流の推進						2	
54	住宅・都市整備公社の再構築						2	
		56-1	災害時要援護者の避難所の確保			56-2	防災情報伝達手段の充実	3
		58-1	八王子版「思い出ベンチ」の導入	58-2	下水道会計手法の見直し		3	
		60	自転車駐車場・保管所の確保				2	
62-1	補修センター分室の設置と総合化					62-2	市道工事情報サイトの開設	3
						64	交通施策の分析・検証できめこまかいサービスの提供	2
66	勤労者福祉サービスセンターのあり方の検証						2	
		68	国や都との連携による先端技術センターの役割強化				2	
						70	まちの魅力を発信	2
72-1	農業委員と連携した地域農業の振興	72-2	農村環境改善センターの位置付けの変更				3	
74	観光振興に関する市の役割の検証						2	
		76	「環境学習室」の機能充実と地域拠点整備の検討				2	
						78	大気汚染防止の取組強化	2
		80-1	「夕やけ小やけ森づくり」への支援	80-2	緑地保全に必要な財源確保策の検討		3	
82-1	水資源にかかわる組織体制・連携体制の検討			82-2	準用河川認定の推進		3	
84	「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン」の推進						2	
						86	ごみ減量の知恵の共有	2
88	環境政策充実に向けた効率的な廃棄物処理体制の構築						2	
25		12		12		12	105	

取組担当部課一覧

行政経営部行革推進課は各取組の進行管理を行い、本プランを着実に推進する。

部	施策				課	取組項目											数
				数													
総合政策部	01	02	03	04	政策審議室	1	3	5	6-1	6-2	8	9	11	12	16-2	24	
	05	06	08	09		18	20	22	24	30	38-1	38-2	41	46-2	48		
	10	11	12	15		20	52	54	66	74							
	19	21	23	24	広聴広報室	7	8										2
	26	27	33	37													
行政経営部	03	05	06	07	行革推進課												
	10	19			経営管理課	6-1	9	11	13	14	19	38-1				7	
市民活動推進部	01	02	10	11	協働推進課	2	3	4-2	21	22	29	44-1				7	
	15	22	24	26	8	学園都市文化課	47	48	51							3	
						男女共同参画課	19									1	
総務部	03	05	07	09	総務課	6-2	14									2	
					4	職員課	17	18									2
						I T 推進室	10-2									1	
財務部	02	08			2	財政課	4-1	16-1								2	
						管財課	15									1	
税務部	08				1	税制課	16-2									1	
生活安全部	12	28			2	暮らしの安全安心課	23									1	
						防災課	55	56-1	56-2							3	
市民部	02	05	18			3	市民総務課	3									1
						市民課	10-1									1	
						国民健康保健年金課	36									1	
健康福祉部	10	11	14	15	7	健康福祉総務課	20	22								2	
	16	17	18	高齢者支援課		29	30	36							3		
							介護サービス課	32	36							2	
							障害者福祉課	27	28							2	
							生活福祉課	31									1
							地域医療推進課	34	36							2	
							保健センター	28	33	36						3	
							看護専門学校	35									1

取組担当部課一覧

行政経営部行革推進課は各取組の進行管理を行い、本プランを着実に推進する。

部	施策				課	取組項目							数		
				数											
こども家庭部	13	14			2	こども政策課	25	28							2
						子育て支援課	26-1								1
						児童青少年課	25	26-2							2
産業振興部	33	34	35	36	6	産業政策課	65	66	67	68	69	70			6
	37	40				観光課	73	74							2
						農林課	71	72-1	72-2	80-1					4
環境部	38	39	40	41	7	環境政策課	75	76	82-1	83	84				5
	42	43	44			環境保全課	77	78	79	80-2					4
						ごみ減量対策課	75	85	86	87	88				5
まちづくり計画部	03	27	30	32	5	都市計画室	5	53	54	81	82-1				5
	41					交通政策室	59	63	64						3
まちなみ整備部	12	29	31		3	住宅対策課	24								1
						公園課	57	58-1	62-1						3
道路事業部	30	31	32	41	4	計画課	61	62-2	82-1						3
						管理課	62-2	82-2							2
						交通事業課	60	64							2
						補修センター	62-1								1
下水道部	29	41			2	総務計画課	58-2	82-1						2	
学校教育部	14	19	20	21	4	教育総務課	38-1	39	40-2						3
						施設整備課	40-2	41	42-2						3
						学事課	38-1	38-2	40-2	42-1					4
						指導室	28	37	39	40-1	40-2	42-1			6
生涯学習スポーツ部	17	21	22	23	7	生涯学習総務課	42-2	43	47						3
	24	25	31			スポーツ振興課	33	42-2	45	46-1	46-2	62-1			6
						学習支援課	43	44-2							2
						文化財課	49	50-1	50-2						3
						図書館	44-1								1
出納課	08				1		16-1							1	
監査事務局	08				1		16-1							1	
合計					95									162	

1 新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまち

施策番号 **01** 施策名 **市民自治の推進**

施策のめざす方向	市民参加及び協働を推進するための条例の制定などを含め、市民参加・参画の基盤となるしくみをつくるとともに、それを支援する環境を整備することにより、市民の思いがまちづくりにいかされる協働のまちをめざします。
施策の展開	1. 市民参加・参画のしくみづくり 2. 市民参加・参画の環境づくり

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

取組	1	取組項目	市民自治のしくみづくり		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 「行政と市民活動団体との協働のあり方に関する基本方針」で協働に関する市の基本的な考え方を明記 市政への市民参加の1つとして「審議会等委員の市民公募に関する指針」を制定 「会議の公開に関する指針」により、開かれた市政を推進 「市政世論調査」「市政モニター」「タウンミーティング『市長と語る』」「げんきフォーラム」を実施し、市政への市民の意見、提案を聴取 新たな事業を実施する際に、案をホームページに掲載するなど、市民の意見を聴取 				
課 題	市民参加や協働など市民自治を推進する制度の体系化				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加や協働など市民自治を推進するためのしくみを学識経験者を含む市民会議及び庁内で検討 市民参加や協働など市民自治を推進するための条例などの制定及び施行 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←—————→			政策審議室	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>「行政主導」から「市民と行政が対等な立場で、相互の特性を認め、地域の問題の解決や共通する目標の実現に向かって協力・協調するまちづくり」へと転換します。そのため、行政と町会・自治会、市民活動団体、大学、企業がそれぞれ相互に連携をとりあい、さまざまな立場から参画・協働していける環境をつくります。</p>
<p>施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町会・自治会、市民活動団体との協働 2. 学園都市の特性をいかした大学、企業との協働 3. 協働推進のための連携

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>3</p>	<p>取組項目</p>	<p>参加・協働の推進に向けた環境づくり</p>		
<p>現 状</p>	<p>各種委員会における市民委員の公募や市民会議、市政世論調査、市政モニター、パブリックコメント、各種シンポジウムを通じた市民参画の推進</p>				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意見を総合的に把握し、施策に反映するしくみの確立 ・市民センター、市民集会所、地区会館の位置づけの明確化 ・大学・企業などとの連携、ネットワークの構築 				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意見を集約し、施策への反映や実行の主体となる地域の協議会の検討 ・拠点的な事務所には、市民が協働を進めるための場の確保 ・地区会館の地元移管 ・市民集会所の役割の検証 ・市民集会所条例の改正 ・市民企画事業の促進 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>政策審議室 協働推進課 市民総務課</p>	

行政(市役所)経営改革

財政マネジメント	取組	4-1	取組項目	ミニ市場公募債の発行		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権が進展するなかで、市民の行政への積極的な参加気運が醸成 ・17年度地方債計画において、住民参加型ミニ市場公募債は、3,300億円(前年度比10%増)発行見込み 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・行政への市民参加機会のさらなる促進 ・市民協働による資金の自力調達 				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型ミニ市場公募債を本市の資金調達的手段として位置付け ・市民生活に関わりの深い事業を中心に選定 ・継続的な発行を目指した制度構築 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			財政課		

情報マネジメント	取組	4-2	取組項目	市民活動団体の課題を共有するしくみづくり		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会や市民活動団体との協働による行政運営事例の拡大 ・市の各担当部署では、町会・自治会や市民活動団体とそれぞれ個別に協働を実践 ・協働で実施した事業の実態調査を実施 				
	課 題	市と町会・自治会や市民活動団体が協働するにあたって有した課題の共有				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市と町会・自治会や市民活動団体が協働する際に生じた問題点の明確化 ・問題が生じた原因の分析と庁内で課題を共有する方法の検討 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			協働推進課		

<p>施策のめざす方向</p>	<p>地域の身近な問題は最も身近な自治体が解決することを基本とし、自己決定、自己責任を前提に、市民意思を尊重してまちづくりをおこなう自治体をめざします。 分権の時代にふさわしい国や東京都との関係を築くとともに、まちづくりの選択肢が広がる中核市への移行などにとりくみます。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 戦略的な地域経営 2. 中核市への移行 3. 政令指定都市に向けての研究</p>

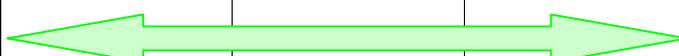
基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>5</p>	<p>取組項目 分権時代にふさわしい自主施策の展開によるオンラインワンのまちづくり</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特区については、これまで8件の提案を行い、1件(教育特区)が認定 ・地域再生計画は、16年6月に「余裕教室の活用によるのびのび子育て支援計画」が認定 ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(骨太2004)」の主な改革及び重点施策は、『地域の真の自立(三位一体改革)』と『地域再生の積極的展開』 ・保健所政令市移行に向けて16年6月に都・市協議会を設置 			
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・斬新な発想による政策立案の実施 ・行政と市民、地域の民間事業者との協力のもと、自主性と創意工夫を凝らした持続可能な地域再生の実現 ・地方主権の確立に向けた関係団体との役割分担の明確化 			
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所政令市への移行協議 ・中核市移行に向けた具体的な検討 ・市民を交えた構造改革特区・地域再生計画の策定、活用及び展開 ・都市政策研究会議の体制強化 			
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署 政策審議室 都市計画室</p>

行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	6-1	取組項目	企画調整担当の充実		
	現 状	15年8月、17部（14名兼務、3名専任）に企画調整担当主幹を配置				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の政策形成過程における「根拠法令」「法令違反の有無」「新規条例制定の必要性・可能性」の検討など政策法務機能の充実 ・各部をまたがる課題への柔軟な対応 				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整担当主幹の職務の明確化と専任化推進 ・委員会事務局を含む全ての部署に企画調整機能を整備 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				政策審議室 経営管理課		

情報マネジメント	取組	6-2	取組項目	既存データの有効活用に向けた収集データの一元化		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査、事業所・企業統計調査など各種指定統計は統計法に基づき情報の収集と効率的な集計を実施 ・その他の情報は各担当部署が必要に応じて適宜調査 				
	課 題	政策立案を行うため、地域を取り巻く様々な環境の変化をデータとして集約し、客観的に分析・評価していくしくみづくり				
	取組内容	統計データの有効活用と基本的なデータの一元管理及び分析のため、市政資料室と統計担当の再編				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				政策審議室 総務課		

<p>施策のめざす方向</p>	<p>市は、市民と行政が情報を共有するため、積極的に行政情報を発信・提供するとともに、市民の提案や意見を的確に把握するしくみをつくります。それらの過程において説明責任を果たし、市民と行政の相互理解を深めます。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 積極的な情報の公開・提供 2. 広聴・広報の充実</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

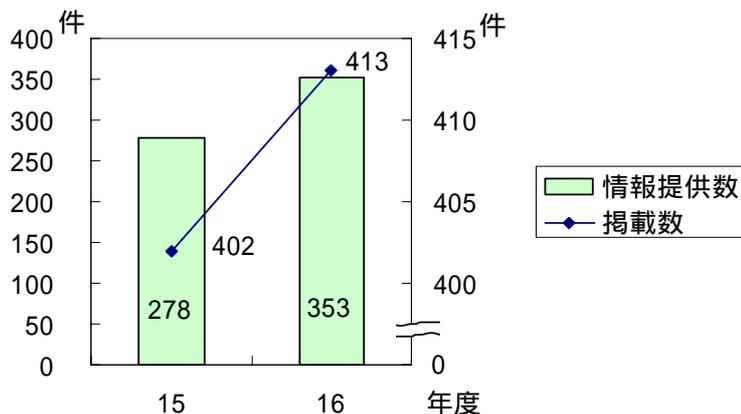
<p>取組</p>	<p>7</p>	<p>取組項目 開かれた市政の推進に向けた広聴と広報の連携 拡充</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意見や提案を集約する広聴と市民に情報を発信する広報が連携し、市民と行政が情報を共有できる開かれた市政運営を推進 事業所管との連携を図りながら市民の声を政策提案へと活かしていくことが必要 			
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広聴活動と広報活動の連携の強化 だれもが市政に対する意見や提案ができ、その市民の声を政策に反映できる市政運営 			
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政策課題の提起や、政策立案過程での情報発信による提案型広報紙の拡充 市民から寄せられた提案や意見の評価・分析の充実 情報の内容や量・スピードなどを整理し、速報性のあるホームページや客観性の高いメディアを活用したパブリシティ活動など、広報媒体の特徴に応じた情報の発信（戦略的広報活動の展開） 			
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>
				<p>広聴広報室</p>

行政(市役所)経営改革

情報マネジメント	取組	8	取組項目	重点施策を積極的に発信するしくみづくり		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 「八王子ゆめおりプラン（実行編）」は、本市の基本構想・基本計画である「八王子ゆめおりプラン」の施策目標を実現するため、17～19年度の3か年に特に力を入れていく主要な事業を掲載 「八王子ゆめおりプラン（実行編）」はホームページに掲載し、図書館・市政資料室へ配架 				
	課 題	市の重点施策を発信し、市民へ中期的な方向性を積極的に示す機会の設置				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 重点施策について各部単位で説明する機会の充実 情報発信の機会を増やすための市長の「メールマガジン」発行 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	↔			政策審議室 広聴広報室		

取組項目 8 参考資料

市政情報の提供件数と新聞への掲載数



掲載数は、朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済新聞に掲載された記事の延べ件数

施策のめざす方向	市民の要望を継続的に把握し、総合窓口化やIT（情報技術）の活用などにより迅速性と利便性を高め、多様で的確な質の高いサービスの提供につとめます。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 質の高いサービスの提供 2. 窓口サービスの充実 3. 近隣自治体との相互サービス 4. 電子自治体の実現

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

取組	9	取組項目	地域における行政サービスの再構築		
現 状	市民部事務所のサービスは、住民登録や戸籍などの届出・申請や証明機能が中心				
課 題	地域ごとの個性や魅力を活かすための、市役所と市民のパートナーシップ構築と対人サービスの充実による地域サービスの再構築				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点的な事務所において地域コミュニティ支援機能、福祉、子育てなどの相談機能を充実 ・拠点的な事務所の設置場所を「八王子ゆめおりプラン」で示した地域拠点を基本に検討 ・交通至便の場所での日常に必要な届出ができるミニ市役所設置の検討 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				政策審議室 経営管理課	

行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	10-1	取組項目	柔軟な窓口体制の構築		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録の受付は、本庁のみで実施 ・由木地区では、大学の集中などから外国人登録人口が増加し、本庁までの交通の便が悪いこともあり、受付要望が増加 ・地域により要望の高い市民サービスがある 				
	課 題	市民に身近な事務所での全市一律ではない必要に応じた柔軟な対応				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁から事務所に職員を派遣できる体制の構築 ・地域特有の市民サービスが推進できる体制の構築 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←→		モデル実施後、 順次導入		市民課	

情報マネジメント	取組	10-2	取組項目	効率的で安全な電子自治体の構築		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムに関するシステム構築や管理委託は専門性が高く、適正価格を把握するのが困難 ・情報資産を守るための対策として情報セキュリティ基本方針、対策基準及び各部の実施手順を15年度に策定 ・住民基本台帳ネットワークではセキュリティ監査を実施 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理システムに要する経費の適正な評価 ・職員一人一台パソコンの現状を踏まえ、全組織、全職員をあげてのさらなる情報セキュリティ機能の強化 				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理システムに要する経費について、管理運用のアウトソーシングなどにより、人件費・委託料を大幅に削減 ・情報セキュリティ基本方針、対策基準及び各部の実施手順を有効に機能させるため、運用実態の検証結果に基づくセキュリティ監査の拡充 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←→				I T 推進室	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>基本構想・基本計画に掲げた都市像実現のため、実施計画を策定するとともに、施策評価を実施し、その結果を反映することにより、計画的な都市経営の推進につとめます。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 計画行政の推進 2. 成果重視の行政運営 3. 機能的組織の検証</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>11</p>	<p>取組項目</p>	<p>行政計画の整理</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策分野ごとに個別の行政計画を策定 ・ 行政計画の策定根拠 <ul style="list-style-type: none"> 法による策定の義務付け 法による策定の努力義務付け 本市独自の判断による策定 ・ 「八王子ゆめおりプラン」以前に策定した行政計画が存在 ・ 一部の行政計画において進行状況を公表 				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の基本構想・基本計画である「八王子ゆめおりプラン」と個別行政計画との整合性の確保 ・ 市民にわかりやすい計画体系の確立 				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政評価とも連動した行政計画の簡素な進行管理のしくみづくり ・ 行政計画の推進状況公表の制度化 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>政策審議室 経営管理課</p>	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>最少の経費で最大の効果を果たす行政運営をおこなっていくため、事務事業評価などを通じて効率的・経済的な事務の執行につとめます。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 定員管理の適正化 2. 最少の経費で最大の効果を果たす行政運営 3. 民間経営手法を取り入れた効率的な事業の執行管理</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>13</p>	<p>取組項目</p>	<p>最少の経費で最大の効果をあげるための行政サービスの提供方法の検証</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価の最小単位である細事業評価で、他に事業目的を実現する有効な手段がないか検証 次年度の予算編成前に、現在の事業より効果があがる手法（直営、委託など）はないか検証 				
<p>課 題</p>	<p>最少の経費で最大の効果をあげるための行政サービスの提供方法の確立</p>				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託を含めた民営化の推進 職務内容(単純・複雑、定型・非定型、非専門・専門)に応じて、職員、再任用短時間勤務職員、嘱託員、臨時職員などの多様な雇用形態による職員の配置 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
					<p>経営管理課</p>

施策のめざす方向	計画と連動した予算編成をおこない、基本計画に掲げる施策を確実に実行し、市民サービスを安定的・継続的に供給できる財政運営をめざします。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画と連動した予算編成と財政基盤の確立 2. 市税の適正な賦課と徴収 3. 受益者負担の適正化 4. 財産の有効活用 5. 適正な公金の管理

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

取組	15	取組項目	市民視点の財産管理		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産の一部を個人住宅用地などとして貸付 ・遊休地を保有していることで維持管理経費が発生 ・売却困難な普通財産を保有 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に取得したが将来においても有効利用が見込めない普通財産の積極的な売却 ・普通財産の有効活用 				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産を特定の者が利用している場合、利用者へ買取を請求 ・普通財産のうち、遊休地については、主に一般競争入札により売却 ・市の土地利用について、市民の意見が取り入れられるしくみを検討 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				管財課	

行政(市役所)経営改革

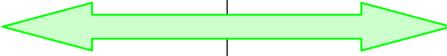
財政マネジメント	取組	16-1	取組項目	企業会計の利点を応用した公会計制度の研究			
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公会計の特徴 <ul style="list-style-type: none"> — 会計年度内における現金の収支によって財政動向を把握 5月末までが出納整理期間（各会計決算審査8月） 減価償却、引当などの概念は不存在 予算の適正な執行が目的 予算制度は単年度主義が原則 ・ バランスシートや行政コスト計算書など企業会計的手法を用いた財政診断を実施 					
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算結果公表の早期化による評価-計画-予算への迅速な反映 ・ 発生主義会計をはじめとする企業会計的手法でのコスト把握による財務情報の提供 					
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18年度までに第3回市議会定例会期中（9月）で決算を認定 ・ 未執行予算の一部の用途を翌年度に事業部門が決定できる「予算メリットシステム」など、単年度予算主義の弊害を法の範囲内で克服するしくみの研究 					
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署		
	←————→			財政課 出納課 監査事務局			

情報マネジメント	取組	16-2	取組項目	統計資料としての税情報の整備			
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、税務部の業務は市税の適正な賦課と徴収 ・ 税務部の業務を適正かつ効率的に処理するため、総合税システムを導入済 ・ 総合税システムには、データの加工・編集機能はなく、税情報を市政運営の基礎資料として活用することについては未検討 					
	課 題	加工、編集した税情報の有効活用					
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税情報を統計資料として加工・編集できるシステムの導入により、税のデータから企業進出の地域別傾向の資料や地域別地価の動向、中心市街地と周辺地域との地価の比較など活用目的に合わせた資料作成 ・ 税情報を分析し、経済指標などの統計資料として加工・編集できる能力を持った人材の配置・育成 					
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署		
	←————→			政策審議室 税制課			

<p>施策のめざす方向</p>	<p>高度化・多様化する市民要望、厳しい財政状況、地方分権時代の都市間競争に対応し、より質の高い市民サービスをつくり出していく職員の育成をはかるとともにその活用につとめます。</p>
<p>施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな人事制度の導入 2. 研修制度の充実 3. 職場づくりの推進 4. 安全衛生の推進

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>17</p>	<p>取組項目</p>	<p>人事白書と人材育成実施計画の策定</p>		
<p>現 状</p>	<p>「人材育成基本方針」に基づき、市民満足度を高める「付加価値」の高い行政サービスを継続的に提供できる職員を育成</p>				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な人材育成計画と組織力を高める公正で納得性の高い人事制度の確立 ・「人材育成基本方針」に基づく人材育成の強化・充実 				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人事白書の作成、分析により、これまでの制度の検証 ・年度ごとの取組をより具体的に示した実施計画と研修基本方針の策定 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>職員課</p>	

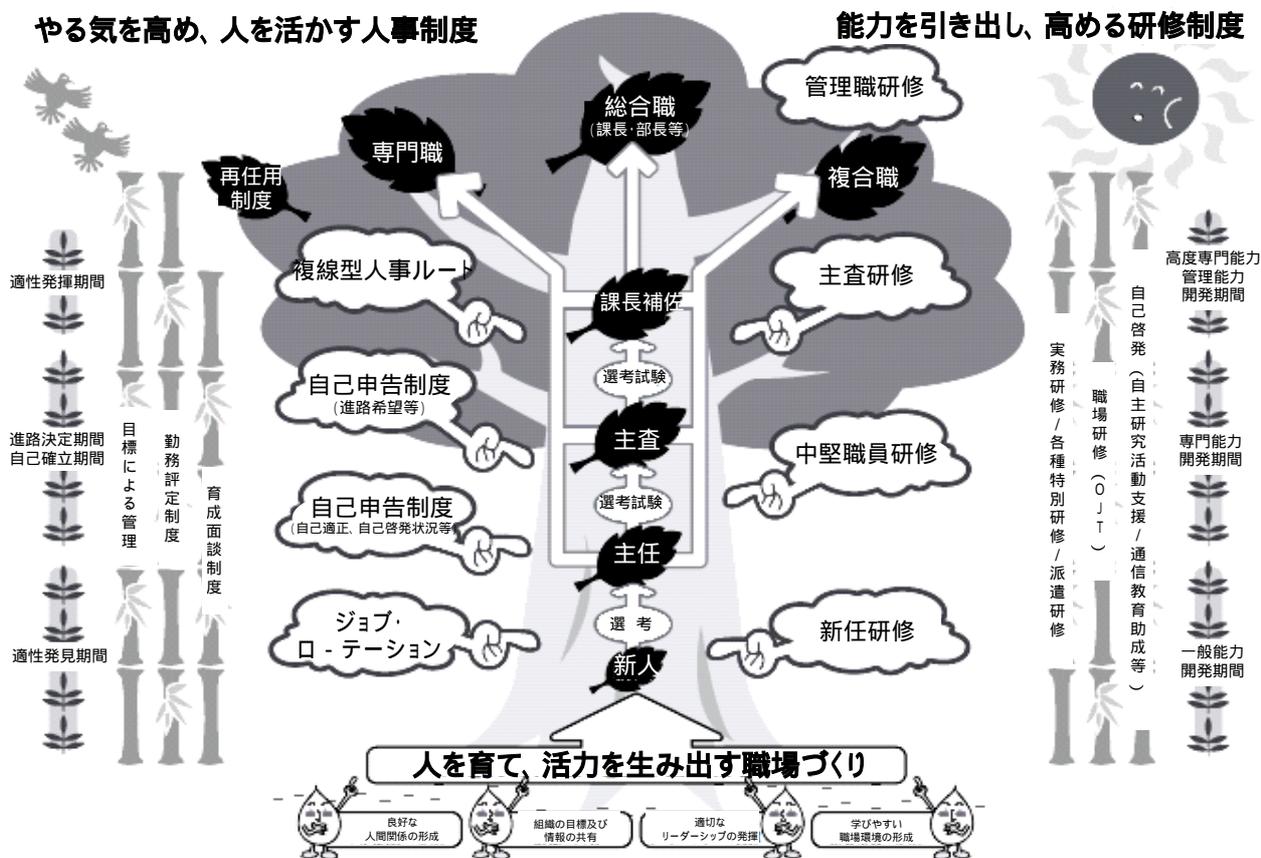
行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	18	取組項目	職員互助会の位置付けの明確化		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 八王子市職員互助会は、地方公務員法に基づき市が職員の福利厚生を実施するために設立した団体 アウトソーシングによる経費削減 執行体制の見直し(派遣職員2名 1名) 				
	課 題	制度の透明性の確保及び会費と交付金の負担割合の適正化				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 八王子市職員互助会の条例化 会費と交付金の負担割合1:1 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			政策審議室 職員課		

取組項目 17 参考資料

やる気高め、人を活かす人事制度

能力を引き出し、高める研修制度



八王子市人材育成基本方針より

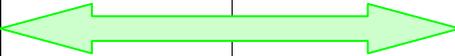
2 一人ひとりが大切にされ共助で築くふれあいのまち

施策番号 **10** 施策名 **人とひととの支え合い**

施策のめざす方向	だれもが生きがいを持って充実して暮らすために、あらゆることに参加できる環境を整備し、お互いに立場を尊重しあって、平和で安心して暮らせるまちづくりをめざします。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平和・人権意識の醸成 2. ノーマライゼーションの推進 3. 男女共同参画社会の推進

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

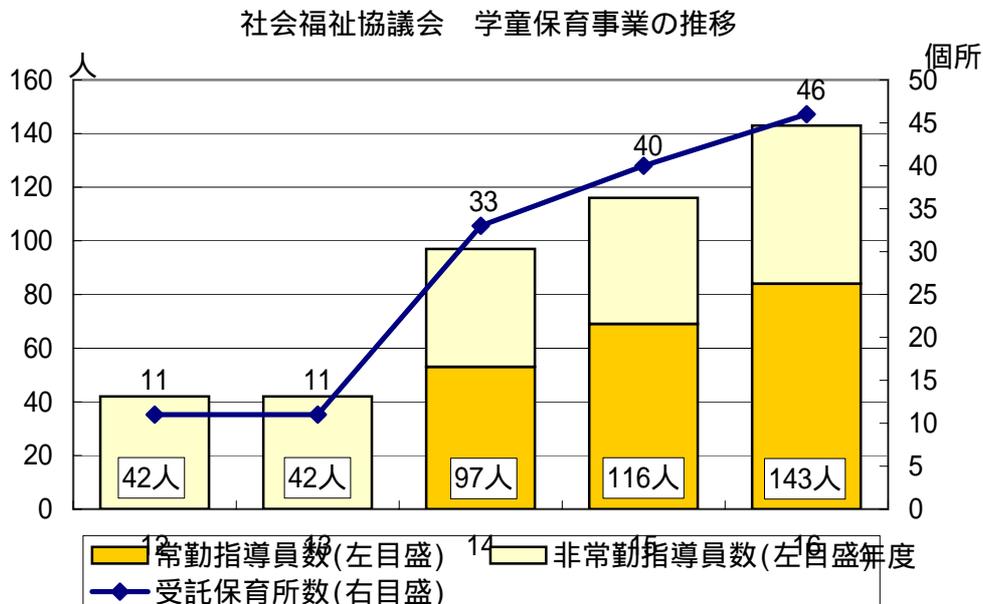
取組	19	取組項目	市民参加で行う男女共同参画施策推進のしくみづくり		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画協議会からの提言書などを参考に16年3月「男女が共に生きるまち八王子プラン」を改定 ・主要課題5、課題14、施策41に整理 ・16年9月に市民委員や地域などの関係機関代表者により構成される「男女共同参画施策推進委員会」を設置 				
課 題	男女共同参画の視点による各事業担当の実施事業に対するPDCAサイクルの構築				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各課題に目標値を設定 ・事業担当部署が自己評価を行うための基準策定 ・市民委員などにより構成される「男女共同参画施策推進委員会」で評価 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				経営管理課 男女共同参画課	

2 一人ひとりが大切にされ共助で築くふれあいのまち

行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	20	取組項目	社会福祉協議会のあり方の検証		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・8年に策定した「地域福祉活動計画(計画期間8～17年度)」に基づき活動 ・地域福祉を取り巻く環境の激変に伴い事業を拡充 ・介護保険制度のもと、「居宅介護支援事業所」の設置(14年10月) ・支援費制度のもと「ヘルパーステーション」の開設(15年4月) ・14年度から学童保育事業の受託件数増に伴う常勤指導員の増加 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な資源配分の確立 ・町会自治会や(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団との連携強化 ・職員管理体制の充実 				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・評価制度の導入支援 ・市民を交え、「地域福祉活動計画」改訂(17年度)に際して密接なる連携 ・経営改革案の策定支援 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			政策審議室 健康福祉総務課		

取組項目 20 参考資料



施策のめざす方向	保健福祉、生活安全、防災対策、環境との共生社会の実現など、地域の課題を解決していくためコミュニティづくりを推進していきます。また、市民センターの機能を拡充し、拠点事務所とともに地域の中核的施設として位置づけ、コミュニティ活動の活性化をめざします。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. コミュニティ活動の育成 2. 生活安全対策の充実 3. コミュニティ拠点の充実

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

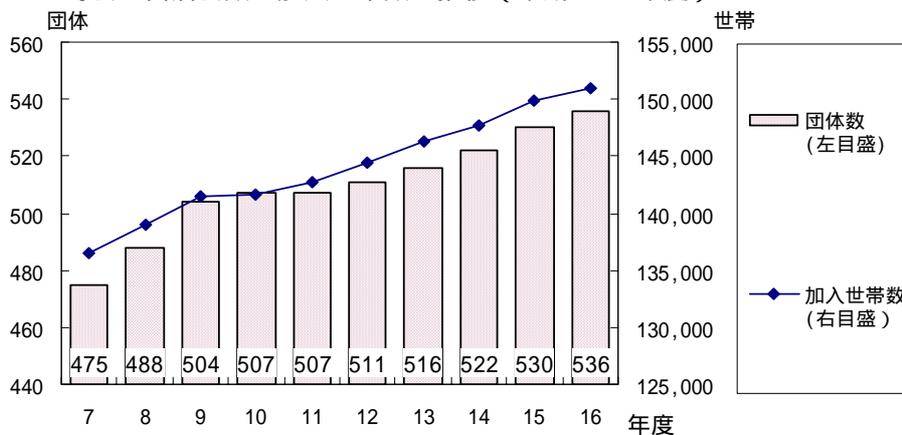
取組	21	取組項目	コミュニティ組織の基盤づくりの推進		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域には、町会・自治会、市民活動団体など多彩な組織が存在 ・町会・自治会の加入世帯数は増加 ・市民の約5割がボランティア活動、地域活動に参加 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティにおける町会・自治会など地縁型住民自治組織と市民活動組織との連携強化 ・町会・自治会を中軸とした地域活動団体の連携強化 ・地域の共通の課題の明確化 				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会の活動実態把握と情報発信支援 ・地域ポータルサイトの検討 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				協働推進課	
			町会・自治会の 加入率70%		

行政(市役所)経営改革

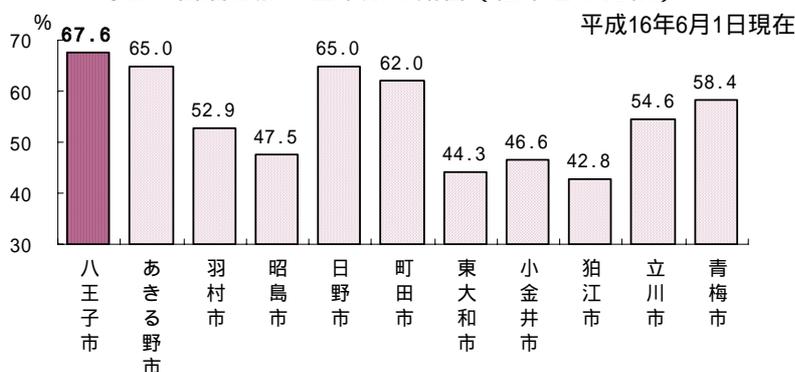
人材・組織マネジメント	取組	22	取組項目	コミュニティ推進策に関する市の役割の検証		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施策の推進は、市の協働推進課で総合的な企画調整を行い、(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団のコミュニティスポーツ振興課がコミュニティの育成や住民協議会の運営など推進活動を実施 ・地域への愛着心やコミュニティ意識の醸成を目的としたアドプトやサタデースクールなどの事業は、それぞれ市の事業担当部署が実施 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団、八王子市社会福祉協議会と市とのネットワーク化 ・庁内での情報共有 				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有のための人事交流 ・コミュニティ施策を軸とした横断的組織の立ち上げ 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			政策審議室 協働推進課 健康福祉総務課		

取組項目 21 参考資料

町会・自治会数と加入世帯数の推移（平成7～16年度）



町会・自治会加入世帯数の割合（他市との比較）



<p>施策のめざす方向</p>	<p>生活環境向上のため、消費生活、法律、福祉などの広範な分野の相談機能を充実させ、拠点事務所で相談できる体制を整備するとともに、情報収集・提供機能を充実させていきます。また、住宅対策をすすめ、居住環境の向上をめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 暮らしの相談・支援体制の充実 2. 住宅対策</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>23</p>	<p>取組項目</p>	<p>地域の相談機能の充実</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、相続や家庭生活などの一般相談件数は増加 ・生活が多様化、複雑化している現在、日常生活の上で市民が抱える様々な不安や問題が増加 				
<p>課 題</p>	<p>市民にとって身近なところでの相談機能の充実</p>				
<p>取組内容</p>	<p>地域で既に活動している、あるいは活動しようとしている生活相談を行う団体との連携も視野に入れ、相談の場を拠点的な事務所に設置</p>				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
					<p>暮らしの安全安心課</p>

施策のめざす方向	子ども一人ひとりの権利を尊重し、家庭や地域のなかでいきいきと育てるとともに、青少年の健全育成の充実をはかるなど、安心して子育てができる環境づくりを、学校教育との連携をはかりながら、すすめていきます。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健全育成体制の確立 2. 家庭への支援 3. 地域での支援 4. 施設での支援

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

取組 No.	《25》	取組項目	地域における子ども自身の育ちを支援するしくみづくり	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・16年10月、子ども家庭支援ネットワーク構想に基づき、子育て支援を行う子ども家庭支援センターをクリエイトホール内に、地域子ども家庭支援センター(分館)をみなみ野に設置 ・児童館運営は、従来学童保育(放課後児童健全育成事業)と一体的に事業展開してきたため、利用者はどちらかというと小学校低学年児童が多い状況 			
課 題	地域における中・高校生の居場所づくりを進め、小学校高学年、中・高校生が地域の中で、社会性を身につけ、自らが成長できるよう、様々な社会・生活体験の機会を提供			
取組内容	小学生だけでなく、中・高校生の子育ちのための児童館の役割を構築			
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署
	←————→			こども政策課 児童青少年課

<p>施策のめざす方向</p>	<p>障害者が地域社会で自立した生活を送れるよう支援するしくみづくりをすすめるとともに、さまざまな活動に積極的に参加できる環境を整備し、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域住民と障害者がともに支えあって生活するまちをめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 自立支援 2. 社会参加の促進</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

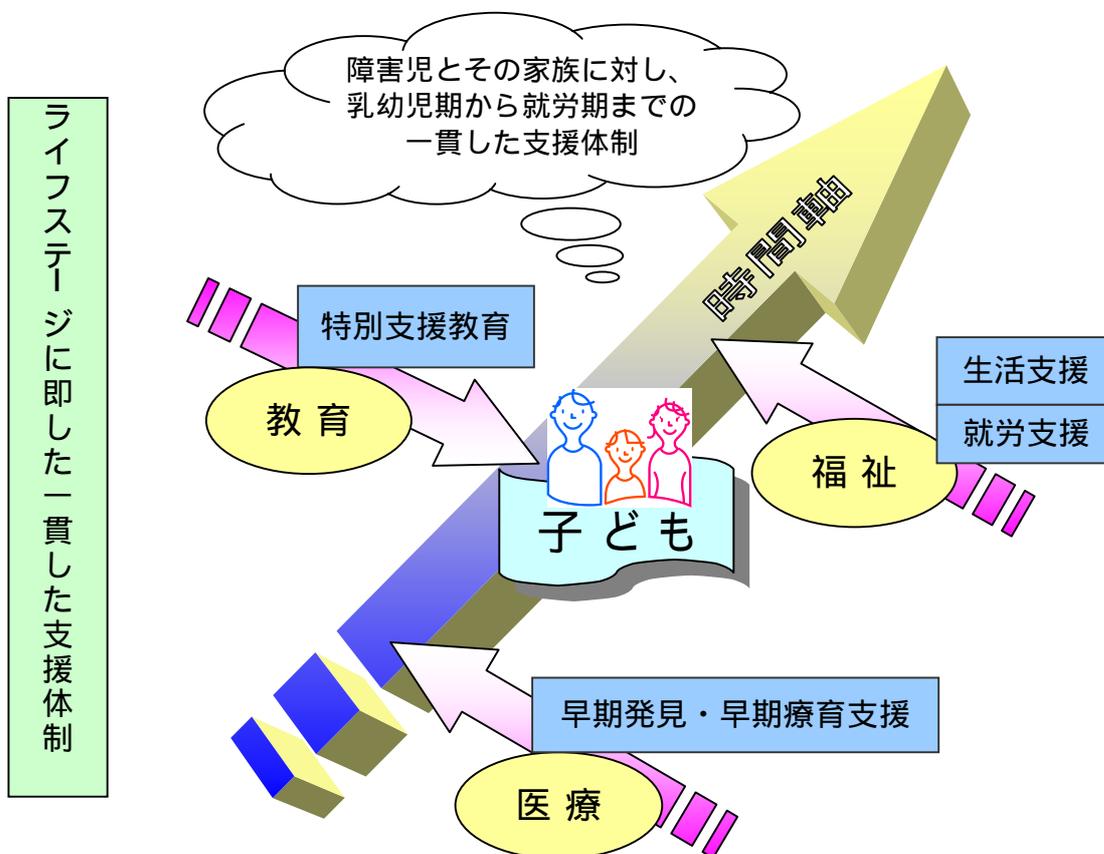
地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>27</p>	<p>取組項目</p>	<p>障害者支援サービスの再構築</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国(厚生労働省)では障害者(児)の地域生活支援の在り方に関して利用者本位のサービス提供を実現し、支援の充実を図る方策を検討 ・「施設の在り方も含め、地域生活を軸にサービス体系全体を再検討」「障害別に分立している福祉法制の総合化や、所得保障の確立、扶養義務の範囲の見直しや、障害の定義の見直し」に向け法案整備中 				
<p>課 題</p>	<p>国が整備中の法案の動向を注視しながらも、地方分権の趣旨から本市の実態を早急に整理し、地域で真に必要とされているニーズに対応</p>				
<p>取組内容</p>	<p>本市の基本方針策定と取組の再構築</p>				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
					<p>障害者福祉課</p>

行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	28	取組項目	障害を軸とした支援体制の構築		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・法や年齢の違いにより、担当する部署が異なる ・障害者本人を主体とした一貫した支援体制の構築が必要 				
	課 題	知的障害者福祉法などで対象とならない軽度発達障害児を含む障害児について、乳幼児期から卒後就労期までの一貫した支援				
	取組内容	医療、福祉、教育などの横断的支援体制について、ライフステージの結節点をこども家庭部中心に補うとともに、関連した部署が連携した横断的な体制を構築				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←→			障害者福祉課 保健センター こども政策課 指導室		

取組項目 28 参考資料



施策のめざす方向	高齢者が健康で生きがいを持ち、社会参加しやすい環境を整備し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをめざします。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯現役社会の推進 2. 高齢者の生活環境の充実 3. 在宅サービスの充実 4. 施設サービスの支援

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

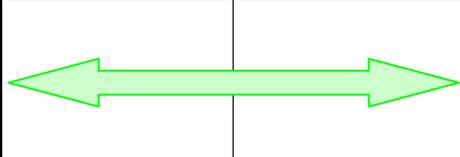
地域(自治体)経営改革

取組	29	取組項目	シニア世代を支援するしくみづくり		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・19年から3か年でいわゆる「団塊の世代」が定年退職 ・定年退職 地域への帰属 ・一般的に『高齢者』は65歳以上と定義され、「団塊の世代」はその予備軍(シニア世代の若手) ・「団塊の世代」の約7割は定年退職後も就労希望(働き方は「独立・自営」「フルタイムでない」を指向) 【NPO法人NALCシニア研究所報告書より】 				
課 題	生きがいとして、地域での公益活動や就労を希望するシニア世代若手と地域社会の融合				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設に配備されたインターネットパソコンを活用した交流 ・市民活動支援センターの相談機能、シニア世代への情報提供の充実 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			協働推進課 高齢者支援課	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>国民健康保険や介護保険などの保険制度については、保険給付と負担とのバランスを確保しながら、健全な事業運営を実現させ、市民の健康保持、増進、生活の安定をめざします。また、生活保護制度については、適正な保護の実施につとめ、対象者の生活の安定をはかるとともに、相談・指導業務を拡充し対象世帯の自立化をめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険 2. 老人保健 3. 国民健康保険 4. 国民年金 5. 生活保護

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

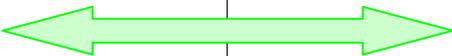
地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>31</p>	<p>取組項目</p>	<p>先進的な社会生活自立支援プログラムの導入</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度については、社会保障全体のあり方見直しと合わせて、国(厚生労働省)の社会保障審議会が「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」を設置し、制度の見直し中 ・保護開始件数の伸びに比較し、保護相談件数の伸び率が大きい ・生活保護の開始事由は、「倒産、リストラなどによる稼働収入の減少、喪失」が増加 				
<p>課 題</p>	<p>生活保護の適用に至らない低所得者や稼働能力はあるが雇用の機会をつかめない被保護者に対し、地域の特性や社会資源を踏まえ自主的・独立的に自立・就労支援を実施</p>				
<p>取組内容</p>	<p>ハローワーク・医療機関・民間事業者・社会福祉協議会などと連携し、社会生活自立支援プログラムを策定・導入</p>				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>稼働能力を有して保護開始となる世帯数 130世帯以下</p> <p>生活福祉課</p>	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>市民一人ひとりが生涯を通して主体的に健康づくり活動に参加し、市民・各種団体と行政が協働して健康的な生活様式や健康を支援する環境づくりに組織的にとり組み、生涯いきいきと暮らせる社会をめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 健康づくりの推進 2. 疾病予防対策の推進</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

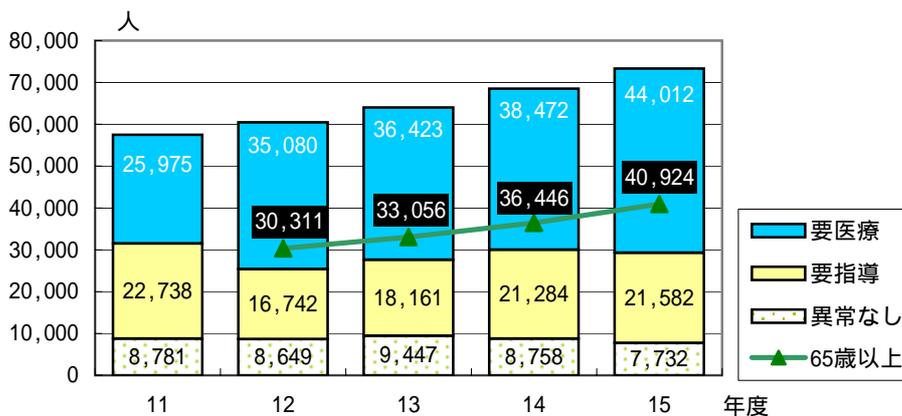
<p>取組</p>	<p>33</p>	<p>取組項目</p>	<p>健康づくりの具体的な推進</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国(厚生労働省)は、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するため、12年3月から「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を開始 ・15年11月に市内の各種40数団体・公募市民と市で組織される「はちおうじ健康づくり推進協議会」を設置 ・「八王子市スポーツ振興基本計画」の基本理念・基本方針では、「健康の維持・増進」を明示 				
<p>課 題</p>	<p>スポーツ活動と健康づくりの連携強化</p>				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室と健康講話の有機的な連携 ・スポーツ、レクリエーション関係組織による健康づくりの意識啓発 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>保健センター スポーツ振興課</p>	

行政(市役所)経営改革

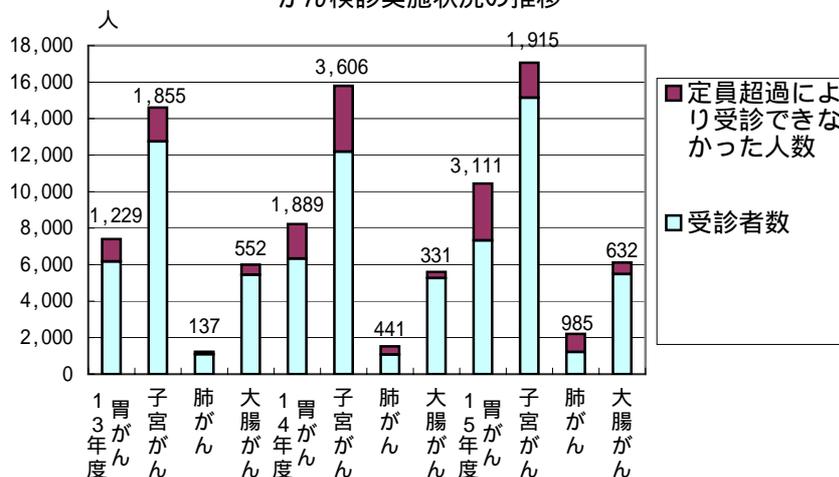
財政マネジメント	取組	34	取組項目	健康診査の充実に向けた受診者負担のルール化		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 基本健康診査受診者数は社会の高齢化に伴い増加し、検診結果が要医療の人の割合も増加 がん検診は、定員超過により受診できない人が増加 受診定員の拡大、検診の充実が市民要望 				
	課 題	健康診査の所期目的（勤務先などで検診を受けることのできない全ての市民が健康診査を受診することで、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図ること）の達成				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 検診ニーズの把握 受診定員の拡大など、受診者の要望に合わせた検診の充実を図るとともに、健康診査事業の受益者負担を適正化 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			地域医療推進課		

取組項目 34 参考資料

基本健康診査結果別受診者数の推移



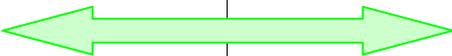
がん検診実施状況の推移



<p>施策のめざす方向</p>	<p>かかりつけ医制度の推進や高度専門医療施設の整備、拡充を通じて地域医療体制を確立するとともに、小児医療体制の充実や往診、訪問診療と在宅介護体制との連携による高齢者に対する医療体制の整備により、すべての世代がいつでも安心して医療サービスが受けられる体制の確立をめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療連携システムの確立 2. 救急医療の充実 3. 在宅介護体制との連携

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>35</p>	<p>取組項目</p>	<p>社会の要請に応えた看護師を育成するしくみづくり</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立看護専門学校は、看護学科「2年課程」と「3年課程」で運営 ・東京都において、看護師は増加しているものの、准看護師は減少 ・東京都保健医療計画によると、都内看護職員の需給バランスは18年度で均衡化 				
<p>課 題</p>	<p>社会の要請に応えられる看護師の育成</p>				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・准看護師が看護師の資格を得るための2年課程の役割は民間養成所支援に転換 ・2年過程廃止により捻出した資源の集中により地域の福祉・医療に貢献する看護師を育成 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>看護専門学校</p>	

施策のめざす方向	それぞれの学校が主体性・独自性をもって学校経営にとりくむとともに、多彩な人材・教材を有効にいかし、児童・生徒にとっても一層魅力ある学校づくりをめざします。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特色ある教育の実践 2. 学校評価の実施 3. 学校選択制の推進 4. 部活動の充実

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

取組	39	取組項目	学校評価マネジメントサイクルの確立		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・市民で構成されている「学校評議員」を小・中学校ごとに設置 ・学校に対する外部からの評価や意見を公表 				
課 題	学校内部による自己評価及び学校評議員による外部評価を学校運営へ効果的に反映させる評価マネジメントサイクルの確立				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域の意向を反映し、より充実した教育をおこなうため、学校評価のあり方の検討と、学校運営へ各評価を反映するしくみづくりの早期確立 ・学力定着度調査の結果を踏まえた各学校の取組(改善策)に対する評価の実施 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			教育総務課 指導室	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>地域ぐるみで子どもを育てるという考え方のもと、学校の教育活動を公開し、家庭・学校・地域が協働して地域の教育資源の活用をすすめるなど、学校支援体制を充実させて、地域に開かれた学校運営をめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 学校公開と地域交流の推進 2. 地域の教育力や家庭との連携</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>41</p>	<p>取組項目</p>	<p>学校施設の民間開放の検討</p>		
<p>現 状</p>	<p>学校施設は、地域開放のほか、防災用備蓄倉庫や学童保育の場所として活用</p>				
<p>課 題</p>	<p>学校施設の目的外使用にあたり必要が生じる建設時などに受けた補助金返還義務の免除</p>				
<p>取組内容</p>	<p>託児所など民間企業も含め、障害者施設や市民活動団体などへ、学校の余裕教室・設備の開放を検討</p>				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>政策審議室 施設整備課</p>	

行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	42-1	取組項目	外部の人材を活用できる環境整備		
	現 状	地域の人材、学生などを部活動外部指導員、メンタルサポーター、学校図書館読書指導員などとして活用				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における人材の十分な確保 各学校の必要としている人材の地域への周知 				
	取組内容	教育内容、相談体制の充実を図り、開かれた学校づくりを推進していくための学校外部の人材の募集・配置のシステムづくり				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				学事課 指導室		

施設マネジメント	取組	42-2	取組項目	開放に積極的な学校を評価するしくみづくり		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 学校の施設開放は、主に体育館とグラウンドを対象に学校長の判断で実施 施設の使用料は、原則的に無料 不審者の学校侵入事件が続くなか、防犯上の理由から学校の積極的な施設開放の困難化 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> 開放時の権利責任の明確化 多様な団体、個人への開放 体育館やグラウンドの設備の老朽化に伴う改修 				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 全校共通の学校施設開放基準や使用料徴収方法などの検討 使用料を施設開放している学校の防犯・設備補修費へ還元するしくみの検討 学校施設使用規則、学校施設使用料条例などの検討・制定 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				施設整備課 生涯学習総務課 スポーツ振興課		
				全校で導入		

<p>施策のめざす方向</p>	<p>市民の一人ひとりが心の豊かさや生きがい、能力の向上を求めて、いつでもどこでも意欲的に学習できる機会の提供と、その成果をいかせるしくみづくりを市民と協働して推進していきます。</p>
<p>施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯学習環境の充実 2. 生涯学習成果がいかせるしくみづくり 3. 図書館機能の充実

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>43</p>	<p>取組項目</p>	<p>市民の学習活動を支援する連携体制づくり</p>		
<p>現 状</p>	<p>市民の学習活動に対する意欲の高まりと多様化</p>				
<p>課 題</p>	<p>活動団体や講座、利用できる施設など、学習にかかわる情報を総合的に収集・提供する体制の確立</p>				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業、大学、市民団体とネットワークの構築 ・情報交換や事業連携、施設の相互利用、人材の派遣などの連携・協力 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>生涯学習総務課 学習支援課</p>	

行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	44-1	取組項目	図書館と地区図書室を連関させる体制づくり		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館4館のほか、地域のコミュニティ施設として整備されている市民センターなどの地区図書室において、図書の閲覧・貸出しを実施 ・地区図書室は、コミュニティ施設として地域住民による運営 ・地区図書室の蔵書は、市立図書館からの団体貸出による図書が多く、蔵書数は各地区図書室によって異なる ・開館時間は各地区図書室によって異なり、利用する時間が限られている 				
	課 題	貸出し方法や蔵書管理方法など運営にあたる統一性・専門性・利便性の向上				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区図書室を、図書館の分館的施設に位置付け ・地域住民の協力要請 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				協働推進課 図書館		

施設マネジメント	取組	44-2	取組項目	公民館のあり方の見直し		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の機能 実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業の実施 地域のコミュニティの中心施設 ・市内には、中央、南大沢、川口の3館を設置 ・類似の地域コミュニティ施設として、市民センター17館、生涯学習センター1館が存在 				
	課 題	市民センターや生涯学習センターと役割を整理統合				
	取組内容	公民館のあり方について、廃止も含めた検討				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				学習支援課		

<p>施策のめざす方向</p>	<p>だれもがいきいきと暮らすために、市民自ら生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健康で充実した生涯スポーツ社会の実現を、市民との連携と協働によりめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. スポーツ・レクリエーションの振興 2. スポーツ環境の整備</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>45</p>	<p>取組項目 総合型地域スポーツクラブの定着に向けた支援体制づくり</p>		
<p>現 状</p>	<p>「八王子市スポーツ振興基本計画」に基づき、スポーツを中心とした市民活動の拠点として、地域住民が運営する「総合型地域スポーツクラブ」の設立促進</p>			
<p>課 題</p>	<p>市民やスポーツ・レクリエーション関係組織、その他の市民団体と連携をとった総合型地域スポーツクラブの定着</p>			
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となり設立運営される総合型地域スポーツクラブの普及啓発 ・設立にあたって、活動事務所や活動場所の相談、運営主体となる人材の育成などの支援体制づくり ・特定の団体による排他的な組織とならないよう、地域のだれもが運営やプログラムに参加しやすいしくみの検討 			
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署 スポーツ振興課</p>
				<p>設立5か所以上</p>

<p>施策のめざす方向</p>	<p>文化活動に参加できる機会を拡充することにより市民が文化に親しむとともに、優れた芸術文化にふれる機会の拡大や芸術活動への支援をすすめ、市民文化活動の振興をはかります。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1.市民文化の振興 2.芸術文化の拡充</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>47</p>	<p>取組項目</p>	<p>企業と連携した文化・芸術活動の支援</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化・芸術活動に対し企業が行う支援活動は、企業の社会貢献の一環として徐々に認知 ・国や都の文化芸術の振興に関する基本方針では、企業の行う支援活動の活性化を図る方向性を明示 ・地域の文化・芸術活動に対し、市では後援名義や市民企画事業補助金で支援 				
<p>課 題</p>	<p>現在、目的の別なく後援名義などの支援を行っていない「民間企業がかかわる事業」の活性化</p>				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が支援活動を行いやすくするため、企業の支援活動と市民団体、大学のマッチングを目的とした支援体制の検討 ・後援名義貸しの弾力化に向けて、民間企業がかかわる事業を全て企業の収益目的として判断せず、事業内容などにより判断する基準の検討 ・企業や国、都、公益法人、(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団が行う文化・芸術活動に対する支援情報の収集と支援を必要とする活動団体への情報提供 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>学園都市文化課 生涯学習総務課</p>	

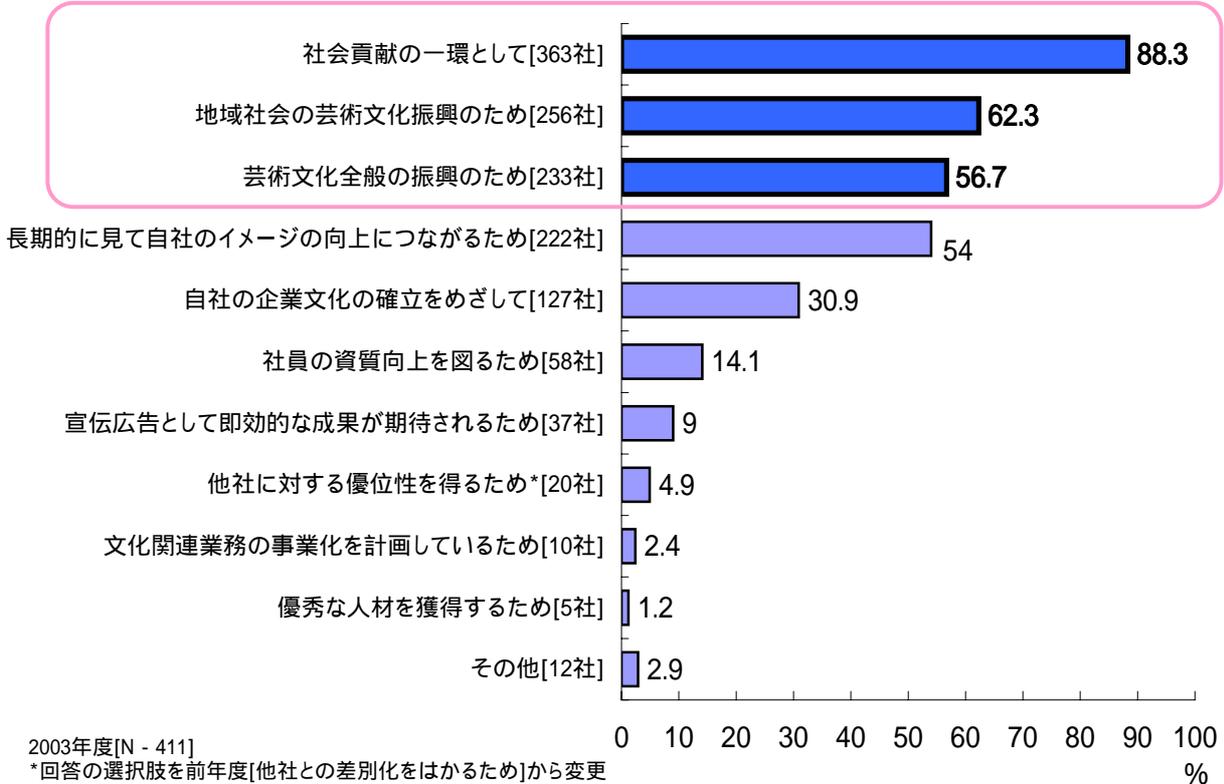
行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	48	取組項目	学園都市文化ふれあい財団の自立促進		
	現 状	市では(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団に管理職5人を含む15人の職員を派遣(17年3月末現在)				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団職員による自主運営の強化 ・指定管理者制度の導入を踏まえ、民間企業との入札時における公平性の確保 				
	取組内容	管理職を含めた派遣職員を引き上げ、(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団の自主性・自立性を高める体制づくり				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			政策審議室 学園都市文化課		
			19年度未派遣職員0人			

取組項目 47 参考資料

メセナ活動の目的

(社団法人企業メセナ協議会「メセナ活動実態調査」)



文部科学省 文化審議会文化政策部会報告書資料より

<p>施策のめざす方向</p>	<p>市民が地域の歴史や文化に日頃から愛着と誇りを持ち、保存・活用をはかりながら、地域の伝統文化・芸能を次代に継承していける環境づくりをめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 文化遺産等の保存・活用 2. 伝統芸能の継承 3. 博物館機能の充実</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>49</p>	<p>取組項目 歴史文化を中心とした連携と協力のネットワークづくり</p>		
<p>現 状</p>	<p>市内には、国指定史跡5か所、東京都指定文化財44件、市指定文化財202件が存在し、縄文時代の遺跡からイチヨウ並木などの天然記念物まで、多種多様な指定文化財が存在</p>			
<p>課 題</p>	<p>文化財を個々に紹介・説明するのではなく、体系的に位置付け、他の文化財や自然環境などとの関連性の明確化</p>			
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・散策コースの設定や歴史文化資料の貸借による、博物館と大学、民間施設、史跡など、施設間の連携体制を構築 ・大学や市民歴史研究団体との協働のための組織化 ・市民の参加・参画の場を拡大するための人材育成や資料の収集・保管、調査研究 ・拠点施設としての博物館の整備 			
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>
				<p>文化財課</p>

行政(市役所)経営改革

施設マネジメント	取組	50-1	取組項目	高尾山周辺の自然や歴史文化の総合的な活用		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・高尾山周辺には、薬王院の建造物や天然記念物をはじめ、国指定史跡八王子城跡や小仏関跡、八王子車人形など本市の代表的な文化財が存在 ・東京都から旧高尾自然科学博物館の跡地を継承 ・旧稲荷山小学校に、80,800点の自然史資料を収蔵 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・高尾山周辺の自然・歴史・文化資産の総合的情報発信 ・旧高尾自然科学博物館の跡地の活用 ・観光と連携した自然・歴史・伝統文化の展開 				
	取組内容	旧東京都高尾自然科学博物館の跡地について、観光産業と連携し、高尾山周辺の自然・歴史・伝統文化に関する情報の蓄積と八王子の個性を活かした効果的活用				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				文化財課		

財政マネジメント	取組	50-2	取組項目	個人・民間資本の導入による歴史文化に親しめる環境づくり		
	現 状	一部の文化財において付近の地図や文化財の説明を掲載した案内看板を設置				
	課 題	日常的に目にされながら市民に知られていない文化財に対する説明や誘導のための看板の設置				
	取組内容	案内表示や散策コース内のベンチなどの整備に、個人や民間資本から寄贈者名やメッセージを表示した寄付を募る				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				文化財課		
			導入			

4 安全で快適に暮らせる心やすらぐまち

施策番号 **27** 施策名 **計画的なまちづくり**

施策のめざす方向	「すべての人にやさしく暮らしやすいまち」の考え方のもと、ユニバーサルデザインをまちづくりの基本とします。また、「今あるものを有効に、よりよいものを」の視点から、既存施設の有効活用を含む再構築をはかります。地域の特性を踏まえて、環境との共生に配慮した土地利用計画の策定などをおこない、すべての市民が安全で快適に暮らせる質の高い生活環境の実現をめざします。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. すべての人が利用しやすいまちづくりの推進 2. 地域拠点の整備 3. まちなみ整備の推進 4. 主要駅前地区の整備 5. 都市景観の形成

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

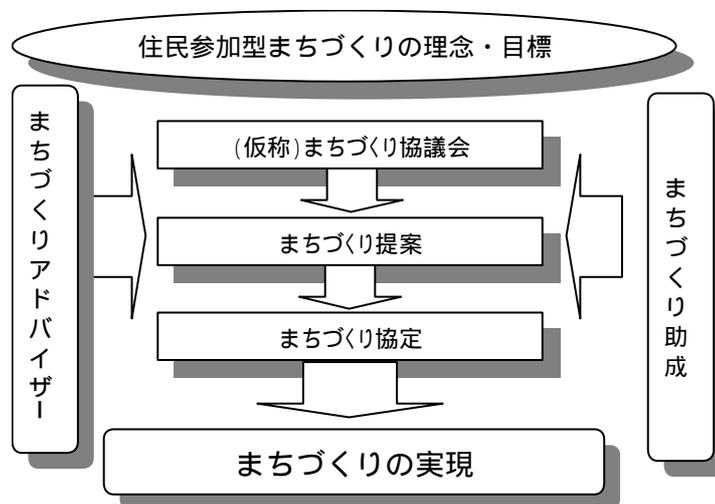
取組	53	取組項目	良好な住環境づくりへの市民参加のしくみの確立		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな計画を策定する際に、案をホームページに掲載するなど、市民の意見を聴取する機会を設置 ・まちなみづくりへの市民参加の機会の不足 				
課 題	市民と市の協働による計画的なまちづくりの推進				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくり協定や地区計画などの制定に向けた、市民の主体的な参加によるまちづくり活動に対する支援などの基本的事項を規定した「(仮称)まちづくり条例」を制定 ・「(仮称)まちづくり条例」に基づき設置される各地域の「(仮称)まちづくり協議会」への支援 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				都市計画室	
	協議会支援 条例制定				

4 安全で快適に暮らせる心やすらぐまち

行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	54	取組項目	住宅・都市整備公社の再構築		
	現 状	当初の設置目的である住宅及び宅地供給事業が終焉				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・市のまちづくり事業を補完する役割を担う組織の設置 ・効率性や即応性に優れた民営的な手法による事業の実施 				
	取組内容	市のまちづくり事業と連携した計画的なまちづくりが進められる新組織の設立				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←→			政策審議室 都市計画室		

取組項目 53 参考資料



「八王子市都市計画マスタープラン」より

<p>施策のめざす方向</p>	<p>地震や台風、火災などの災害から、市民の生命や財産、生活を守り、安全で日々安心した暮らしができるまちづくりをめざします。市民の防災意識の啓発をすすめ、地域の防災体制を充実するとともに、災害後の復興のしくみづくりにも力を注ぎます。主要なライフラインとしての水道については、常時安定供給をはかるとともに、限りある水資源の有効利用につとめます。</p>
<p>施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に強いまちづくり 2. 地域防災計画の充実 3. 防災体制の確立・消防力の強化 4. 復旧・復興体制の整備 5. 水の安定供給と有効利用

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>55</p>	<p>取組項目</p>	<p>自主防災組織の拡充</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、火災や道路損壊、電話の不通などが発生 ・生命・財産の保護や被害の軽減のための防災機関の救出救助活動などに大きな障害が発生 ・自主防災組織を結成している町会・自治会数は201団体（17年3月末現在） ・町会、自治会の自主防災組織結成率は37%（17年3月末現在） 				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自助、共助の役割を重視した一次防災体制の構築 ・自主防災組織の拡充 				
<p>取組内容</p>	<p>町会、自治会、管理組合を基本に自主防災組織の結成と育成</p>				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>防災課</p>	

行政(市役所)経営改革

施設 マネジ メント	取組	56-1	取組項目	災害時要援護者の避難所の確保		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、自宅の倒壊や火災などにより生活できない方の当面の生活場所として小中学校などへの避難所の開設 ・災害時要援護者（高齢者や障害者などの特別な配慮や介助が必要な方）の一般の避難者と同様な生活は困難 ・災害発生から2～3日が経過し、生命や家族などとの連絡の確保できた後、被災者の関心は、安心した生活やプライバシーの確保へと移行 				
	課 題	災害時要援護者（高齢者や障害者などの特別な配慮や介助が必要な方）の避難所生活への配慮				
	取組内容	障害者を対象とした二次避難所（養護学校など）の確保と協定締結				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←→			防災課		

情報 マネジ メント	取組	56-2	取組項目	防災情報伝達手段の充実		
	現 状	災害発生時の情報提供手段として、市民、消防団や市職員幹部へ防災行政無線と地域防災無線を整備				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線と地域防災無線を補完する防災情報の伝達手段の整備 ・インターネットを活用したホームページの充実やメール機能の活用による防災情報提供体制の強化 				
	取組内容	消防団幹部及び市職員（管理職）へのメール機能の活用による迅速確実な情報提供				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←→			防災課		

取組項目 55 参考資料

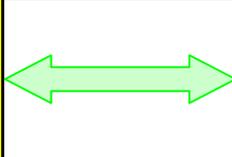
自主防災組織町会・自治会数及び結成率の推移



<p>施策のめざす方向</p>	<p>快適な住環境を形成するために欠かすことのできない都市基盤のひとつである下水道の整備をすすめるとともに、心やすらぐみどりを通し市民に語らいと憩いの場をもたらす公園づくりをめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 市内の全戸水洗化 2. 公園の整備・維持管理</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>57</p>	<p>取組項目</p>	<p>地域が公園を生み育てるしくみづくり</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園を地域住民の参加で維持管理するしくみ「アドプト制度」は、市内186か所（17年3月末現在）で実施 ・公園のデザインや、植物の植栽作業など、地域と協働で公園づくりをする「手づくり公園」が萌芽 				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アドプト制度参加者のインセンティブ付与 ・指定管理者制度導入を踏まえ、指定管理者による管理委託を行う公園と公園アドプト制度を実施する公園の整理 				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園づくりに対する裁量範囲の拡大 ・公園の規模などに応じた管理方針の作成 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>公園課</p>	

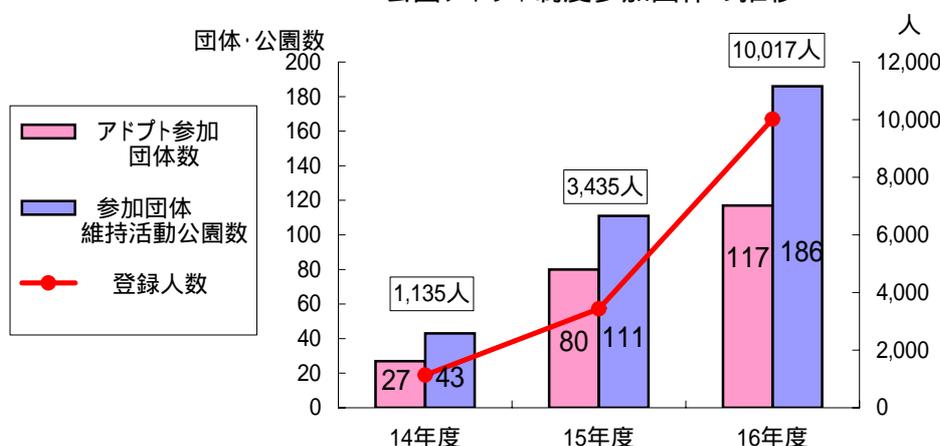
行政(市役所)経営改革

施設マネジメント	取組	58-1	取組項目	八王子版「思い出ベンチ」の導入		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・660の都市公園緑地を開放（17年3月末現在） ・公園アドプト制度や手づくり公園事業など、市民による親しみの持てる公園づくりを推進 ・「思い出ベンチ」事業は、東京都が「民間活力の導入・規制緩和」の一環として実施 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が親しみの持てる公園の整備 ・身近にある世代を選ばない交流場所とするため、地域による公園づくり 				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園のベンチや遊具などの施設整備に、個人・団体からの公園にかかわる思い出やメッセージを刻んだプレートをつけた公園施設の寄付を募る ・寄付を受けるにあたっての環境整備 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署		
	←————→			公園課		
			導入			

財政マネジメント	取組	58-2	取組項目	下水道会計手法の見直し		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理整備事業は、公共下水道の整備を中心に、一部合併浄化槽の整備による手法を導入し、19年度末に全戸水洗化の環境整備を完了予定 ・下水道使用料は、東京都の使用料に準拠 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・管路整備を終えた後の事業全体の損益状況把握 ・汚水処理にかかる経費に基づく下水道使用料の算出 				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理整備事業の収束にあわせ、下水道事業の損益状況を明確にする企業会計について導入を検討 ・損益状況から、適正な使用料の設定と料金設定のルール化 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署		
	←————→			総務計画課		
			新体制検討時までに決定			

取組項目 57 参考資料

公園アドプト制度参加団体の推移



施策のめざす方向	すべての人と車がともに快適・安全に移動できる交通環境実現のため、通行車両の分散化、公共交通への転換、自転車利用の促進などによる、安全で円滑な総合交通体系の構築をめざします。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全対策の推進 2. 交通需要の管理と抑制 3. 交通運行環境の改善 4. 自転車交通の活用と駐車場・駐輪場対策

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

取組	59	取組項目	地域住民の協力で安全な交通体系の確立		
現 状	15・16年度の2か年で新たな「総合都市交通体系整備計画」を市民参加のもとで策定				
課 題	「今あるものを有効に」の視点を取り入れた中で、歩車分離や公共交通の活用など多様な視点で人と車の共生する交通体系の確立				
取組内容	既成道路での歩行空間の確保において、地域住民の理解と協力を得やすくするため、税制面でのインセンティブが与えられるなどの制度を検討				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				交通政策室	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>幹線道路と生活道路の位置づけを明確にしたうえで、地域内の生活道路は人にやさしい道路と位置づけ、歩行者優先の整備をすすめます。また、主要拠点間の連絡道路や環状道路の整備を計画的にすすめ、自動車交通の分散化と地域間交流の円滑化をはかります。</p>
<p>施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活道路の安全性向上 2. 地域間交通の円滑化 3. 都市間交通網の整備促進

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>61</p>	<p>取組項目</p>	<p>地域が道路を生み育てるしくみづくり</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第42条第2項に規定されている「みなし道路」が多く存在 ・ 市民に身近な道路を地域住民の参加で維持管理するしくみが萌芽 				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で良好な生活環境の形成に向けた幅員4メートル未満の狭あい道路の整備 ・ 花や緑に囲まれた潤いのある「地域のみち」づくりに向けて、参加者にインセンティブを与えられる制度化 				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認を機会に道路用地を確保するため、所有者からの土地の寄付、無償使用承諾又は管理承諾により、行政、建築主及び所有者などが協働した道路整備の推進 ・ コミュニティ形成にも寄与する歩道・歩行者専用道路を重点的に道路アドプト制度を拡充 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>計画課</p>	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>市内の重要な公共交通手段であるバスの定時運行の確保と利用率の向上をめざします。また、交通の要衝に位置する利点をいかすため、南北方向のJR線の連絡の利便性を高めるとともに、鉄道交通全体の輸送力の質・量の強化促進につとめます。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. バス交通の充実 2. 鉄道系交通機関の利便性の向上</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>63</p>	<p>取組項目 「西は高尾」で交通の分散化</p>		
<p>現 状</p>	<p>市内西部においては、バス交通が市民の足として重要な役割を占めているが、交通渋滞により定期運行が保ちにくい状況</p>			
<p>課 題</p>	<p>八王子駅に集中しているバス路線の分散化を図り、公共交通の利便性を向上</p>			
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見を参考にバス利用などの利便性を考えた高尾駅北口の整備 ・高尾駅北口にバスターミナルの拡充を図るとともに、バス路線、便数の増発について検討 			
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>
				<p>交通政策室</p>

行政(市役所)経営改革

情報マネジメント	取組	64	取組項目	交通施策の分析・検証できめこまかいサービスの提供		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 市内の交通空白地において、高齢者や障害者の外出を支援するため地域循環バス「はちバス」を運行 秋川街道の交通渋滞の緩和や環境改善を図るため、バス交通の利用を促進する「パーク・アンド・バスライド」を16年11月より試行実施 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> さらに親しまれる、効果・効率的できめこまかいサービスの提供 利用者の付加価値をあげるなどの対策を講じた利用率の向上 				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 「はちバス」については、利用状況を調査し、交通量の少ないところでの乗降車の自由区間の導入や運行コースの見直し、縮小、拡大などあらゆる面から検証 「パーク・アンド・バスライド」については、引続きバス会社と連携し、利用者がメリットを感じられるしくみを検討 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			交通政策室 交通事業課		



5 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

施策番号 **33** 施策名 **体制づくりと人材育成**

施策のめざす方向	産業にかかわる多くの機関や人材を結びつけ、活発な活動を促す体制づくりや、次世代を担う人材の発掘・育成により、地域産業の振興をめざします。また、安心して働くことができるよう、労働環境の整備を促進します。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業振興の体制づくり 2. 人材の発掘と育成 3. 労働環境の整備

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

取組	65	取組項目	地域産業の担い手予備軍の育成		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は、21の大学や多くの先端技術企業を抱えるほか、企業OBなど産業にかかわる多くの人材が存在 ・企業間や企業と大学の連携を積極的に推進 				
課 題	地域産業の振興を図るため、産業振興の視点に立った人材の育成				
取組内容	中学生や高校生の若い世代について、教育委員会と連携して「ものづくり」や「就労」についての啓発や体験などを行い、産業振興の視点に立った人材育成のしくみを体系化				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
	←————→			産業政策課	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>恵まれた立地条件や豊富な人材を有する本市は、その資源をよりよくいかし、意欲を持った多くの人々が能力や可能性を十分発揮できる活力にみちたまちをめざします。そのために、製造業や情報通信産業を振興し、新産業の創出・育成につとめるとともに、一層の産学公の連携を推進していきます。また広域的には、首都圏西部の産業・経済の拠点として地域の活性化に貢献していきます。</p>
<p>施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造業の振興 2. 新産業の創出・育成 3. 産学公の連携

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>67</p>	<p>取組項目</p>	<p>さらなる産・産・学の連携</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「先端技術センター」や「首都圏情報産業特区・八王子構想」の取組の中で、行政の仲介などにより「産・産・学」の連携が進み、成果が萌芽 ・多くのハイテク産業が集中し、個々の企業では多くの機器を保有 				
<p>課 題</p>	<p>技術の先端を行く「ものづくり」や付加価値の高い商品開発に必要な高度な計測機器・試験用機器など専門的で高額な機器を企業や個人で保有</p>				
<p>取組内容</p>	<p>企業と大学の組織のネットワークにとどまらず、計測機器や研究開発の場の共同利用が一層推進されるしくみを構築</p>				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>産業政策課</p>	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>多様な需要にこたえる商業基盤を整え、商店・商店街が独自のとりくみをすすめ、周辺地域の消費者をも引きつける個性ある商業都市を形成します。特に、中心市街地を「八王子の顔」の一つとし、吸引力の中核となる魅力ある区域として整備していきます。</p> <p>また、地域との調和に配慮しながら、立地の優位性をいかして流通機能の集積を促進していきます。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 吸引力のある商業の振興 2. 地域と調和のとれた流通機能の集積</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

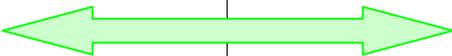
地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>69</p>	<p>取組項目</p>	<p>商業者を中心とした創意工夫のにぎわいづくり</p>		
<p>現 状</p>	<p>中心市街地の歩行量の減少に伴う売上額の低迷</p>				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所が取組むTMO構想を実現するため、商店会の参加による中心市街地の活性化 ・ 空き店舗対策の推進 				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TMOの機能強化に向けてのタウンマネージャーの派遣 ・ 創意工夫を活かした意欲的な個店の経営者をまちづくりのリーダーとして育成 ・ 魅力的な個店をネットワーク化し、意欲的な販売活動をするグループを差別化する支援体制の構築 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
					<p>産業政策課</p>

施策のめざす方向	産業としての農業を育成し、新鮮で安全な農産物の供給を促進します。また、間伐材や木材の利用を促進し、林業の再生につとめます。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業環境の整備 2. ふれあい農業の推進 3. 林業の再生

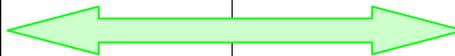
基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

取組	71	取組項目	市民に身近な農業のしくみづくり		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、自ら「農」へのふれあいを望む市民の声が増加 ・国では、農地法の規制緩和を推進する中、農業に新規参入する際の農地の取得下限面積の緩和も検討中 				
課 題	市民にとって身近に接することのできる農地、農業の確立				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体となった農業ボランティアシステムの構築 ・だれもが農業に参加できるしくみの構築 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				農林課	

行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	72-1	取組項目	農業委員と連携した地域農業の振興		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で特色ある農業を経営 ・事業担当制で業務執行に従事 				
	課 題	地域特有の問題を解決するための施策展開				
	取組内容	事業担当制での事務執行体制に加え、地域の代表である農業委員との連携のもとで、地域の実情が把握できる業務体制の導入				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
			農林課			

施設マネジメント	取組	72-2	取組項目	農村環境改善センターの位置付けの変更		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・農村環境改善センターは、農業者の経営と生活の改善や健康増進を設置目的とした無料施設 ・コミュニティ施設として広域な市民が使用 ・地域には、コミュニティ活動の拠点である市民センターが存在 				
	課 題	利用実態が変わってきた中で有料施設との公平性の確保				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上川農村環境改善センターについては、農業施設としての利用のほか、市民センター的位置付けへの移行の推進 ・恩方農村環境改善センターについては、農業施設としての役割の見直し 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
			農林課			

<p>施策のめざす方向</p>	<p>豊かな自然環境をはじめとする魅力的な観光資源をいかすとともに、新たな観光資源を発掘して観光産業の振興をはかり、何度も訪れたいまちをめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 観光資源の発掘・活用 2. 観光情報の発信 3. 観光基盤の整備</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>73</p>	<p>取組項目</p>	<p>高尾山を中心とした観光機能の強化</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高尾山は本市有数の観光地であり、自然及び歴史的資源の宝庫 ・東京都から旧高尾自然科学博物館の跡地を継承 ・観光施策の実施部隊である(社)八王子観光協会の事務所は中心市街地に存在 ・「もてなしのしくみづくり」として、高尾・陣馬ファンクラブやボランティアガイド制度の施策を展開 				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高尾山の観光資源を最大限に発揮 ・リピーターの多い高尾山や陣馬山は根強いファンが多く、このファンの力を借りながら集客力を向上 ・15年度で廃止された旧東京都高尾自然科学博物館の跡地の活用 				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)八王子観光協会の活動拠点及び高尾・陣馬ファンクラブやボランティアガイドの活動拠点ともなる複合施設として旧東京都高尾自然科学博物館の跡地を活用 ・旧東京都高尾自然科学博物館の跡地について、博物館機能を生かしながらも観光施策にも資する形で有効活用 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>観光課</p>	

施策のめざす方向	環境啓発活動や環境学習の機会と場の提供をおこない、市民意識の向上をはかるとともに、市民・事業者・市が協働し、環境保全に積極的にとりくむことのできるしくみづくりにつとめ、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境保全意識の醸成 2. 環境保全活動の推進

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

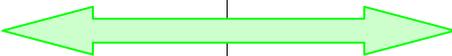
地域(自治体)経営改革

取組	75	取組項目	環境学習・リサイクル推進組織の育成		
現 状	市内6地域で、市民、事業者による自発的な環境保全活動を実践する環境市民会議が活動中				
課 題	環境市民会議が、町会・自治会や事業者など多くの主体の参加を得て活動できるよう地域へのさらなる拡大				
取組内容	リサイクル啓発や環境学習の地域展開を市民が主体となって推進する組織の育成				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				環境政策課 ごみ減量対策課	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>大気や水質、土壌などの環境基準が達成され、市民が良好な環境のもとで健康に暮らすことができる安全な環境づくりをめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種法律・条例に基づく規制・指導 2. 有害化学物質対策 3. 残土対策 4. 環境美化

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>77</p>	<p>取組項目</p>	<p>河川情報の周知による啓発</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の有機汚濁の度合いを測る生物化学的酸素要求量（BOD）の高い河川の15年度都内ワースト10内に市内の3河川が該当 ・ 河川への油流出や白濁事故などが多数発生 				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活排水対策、事業者への指導、市民の意識の向上 ・ 適切な環境情報の周知や啓発活動の推進 				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットなどを利用した迅速な環境情報の提供 ・ 市民の協力を得ながら、啓発活動を実施 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>環境保全課</p>	

行政(市役所)経営改革

施設マネジメント	取組	80-1	取組項目	「夕やけ小やけ森づくり」への支援		
	現 状	森林や林業への理解を深めてもらうため、下草刈りや間伐などが体験できる林業体験会を市民対象に開催				
	課 題	林業体験会の充実				
	取組内容	公益法人が夕やけ小やけふれあいの里で実施している、植林ボランティアによる林業体験会「夕やけ小やけ森づくり」への人的支援				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				農林課		

財政マネジメント	取組	80-2	取組項目	緑地保全に必要な財源確保策の検討		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」の施行にともない民有地のまま保全が困難な緑地を特例措置として、市が買取できる規定を設置 ・「緑化基金」を改正した「みどりの保全基金」を設置し、ごみ指定収集袋販売による歳入の一部も積み立て、基金の財政規模を拡大 				
	課 題	緑地取得のための財源確保策の実効性の担保				
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金を集めるためのPR方法の研究 ・国費などの導入を可能にするしくみづくり ・ミニ市場公募債の活用 				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				環境保全課		

<p>施策のめざす方向</p>	<p>河川を親しみやすい水辺空間へ改修するとともに、親水公園の整備など市民が身近に楽しめる水辺環境をつくっていきます。また、現存する湧水や用水路の保全・再生につとめます。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 親水性に富む河川・水路整備 2. 湧水及びその周辺環境保全</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>81</p>	<p>取組項目 地域の景観や要望に即した国・都への働きかけの強化</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都は河川法に基づき、河川の具体的な整備計画である「浅川圏域河川整備計画」を策定中 ・工事の実施にあたっては、事前説明会において河川整備にかかわる自治体、地域住民の意見を収集 			
<p>課 題</p>	<p>自治体、地域住民への十分な周知と意見の反映</p>			
<p>取組内容</p>	<p>計画策定時や工事の事前説明会以外に、地域の景観や地域住民の要望をくみ取る機会を拡充することで、国・都への働きかけを強化</p>			
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>
				<p>都市計画室</p>

行政(市役所)経営改革

人材・組織マネジメント	取組	82-1	取組項目	水資源にかかわる組織体制・連携体制の検討		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 宅地開発や気象の変化に起因する都市型水害への対応、生活に身近な水路の管理、地下水の涵養や湧水の保全など、多様化する水環境にかかわる行政は、水資源としての活用も踏まえこれまで以上に計画的な運営が必要 水資源にかかわる部署は、環境部や下水道部、道路事業部など複数存在 				
	課 題	治水、利水、環境の観点で考える、総合的な水資源にかかわる行政の推進				
	取組内容	水資源にかかわる行政を総合的に推し進める体制の検討、整備				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
		←—————→			環境政策課 都市計画室 計画課 総務計画課	

財政マネジメント	取組	82-2	取組項目	準用河川認定の推進		
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 国、都の管理する16の一級河川と、そこに流れ込む大小さまざまな普通河川が存在 普通河川（水路）のうち、一級河川の支流とみられる規模の大きなものは、土地の権利関係も複雑なため、改修に多くの経費と時間が必要 				
	課 題	管理主体である市の法的な権限の強化と改修経費の軽減				
	取組内容	河川法を準用する「準用河川」の認定を国、都に対して積極的に行う				
	取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
		←—————→			管理課	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>地球温暖化など地球環境の問題に対処するため、一人ひとりの生活様式を見直すとともに地域からのとりくみを実施し、地球環境にやさしい社会を構築します。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>1. 環境への負荷軽減 2. エネルギーの有効利用</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>83</p>	<p>取組項目</p>	<p>家庭でできる地球温暖化対策の普及</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境市民会議による地球温暖化対策への取組 ・家庭ごとに1年間の電気、ガス、水道の使用量を前年に対する削減率の高さで競う「はちおうじ省エネ国」事業を実施 ・「はちおうじ省エネ国」事業の参加家庭数29（15年度） 				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活様式の変革に対する取組の充実 ・「はちおうじ省エネ国」の参加者数の拡大 ・各家庭における新エネルギー設備の導入などの市民の主体的な取組の推進 				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「はちおうじ省エネ国」事業の積極的なPR ・環境市民会議など市民の主体的な取組への支援 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
				<p>環境政策課</p>	

施策のめざす方向	市民・事業者・市が協働し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用にとりくみ、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築をめざします。
施策の展開	1. ごみ発生抑制策の推進 2. 資源物の再使用・再生利用促進

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

取組	85	取組項目	発生抑制推進事業者のP R		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 R【 リデュース（発生抑制） リユース（再使用） リサイクル（再生利用）】の推進 ・ 家庭ごみ収集総量（15年と16年：同期＜10～12月＞比較）34.4%減少 ・ 資源物回収総量（15年と16年：同期＜10～12月＞比較）87.1%増加 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみになるものを作らない、流通・販売スタイルを変える協力事業者の拡大 ・ ごみになるものを購入しない市民の増加 				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの発生抑制に取り組んでいる事業者を優良事業者として市が積極的にP R ・ 過剰包装の回避など、ごみの発生抑制に取り組むよう市民に啓発 				
取組年度	17年度	18年度	19年度	担当部署	
				ごみ減量対策課	

<p>施策のめざす方向</p>	<p>ごみの発生抑制・再使用・再生利用にとりくみ、それでもなお排出された廃棄物について、安全かつ適正に処理をしていきます。また、廃棄物の効率的な収集や監視体制を確立し、不法投棄などのない環境に配慮した社会の構築をめざします。</p>
<p>施策の展開</p>	<p>ごみ等の適正処理</p>

基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」より

地域(自治体)経営改革

<p>取組</p>	<p>87</p>	<p>取組項目</p>	<p>地域ぐるみのごみ発生抑制</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量や資源化などについて地域のリーダーとしての役割を担っているリサイクル推進員を町会・自治会及び住宅管理組合ごとに設置 ・広報はちおうじ「なるほどエコ生活」のコーナーでのごみ減量工夫などの紹介 ・「リサイクルタウン八王子」で地域のごみ減量の取組の紹介 				
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しルールの順守 ・分別の徹底による減量意識の向上 				
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員などによる地域の指導体制の構築 ・個人が編み出したごみ減量の知恵や工夫を共有することで、市全体の知恵として活かし、さらに発展させていくしくみづくり (再掲 86 ごみ減量の知恵の共有) 				
<p>取組年度</p>	<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>担当部署</p>	
					<p>ごみ減量対策課</p>

新たな行財政改革と同時に進める
【財政改革“53”】と【定員適正化方針】



1 歳 出

人件費

これまで職員定数の管理は一般職員を対象に行ってきましたが、再任用短時間勤務職員や嘱託員、臨時職員など、いわゆる人的資源全てを業務の質や量、時代の要請に応じて計画的に配置する「定員適正化計画」を策定します。

各部に一定の人事権限を付与し、業務の繁閑に合わせた柔軟な人員配置が進められる体制を構築します。

職場・職務に見合った形となるよう、特殊勤務手当の見直しを行います。

退職手当について、時代状況や民間の支給基準等を勘案する中で再検証するとともに、年度間格差による市民サービスへの影響を考慮し、財政調整機能をもつ基金の活用も検討します。

勤勉手当については目標管理との連動の中で、実績に応じた評価の反映を非管理職にも拡大していきます。

扶助費

市が現在進めている「健康づくり」施策などにより対象者を減じていくことや、「措置から契約」の流れの中で、一人ひとりが自分の状態にあった適切なサービスを選択していくことで、一律的に行われてきた措置時代の無駄を省くことなどがあげられます。

実際のサービス提供者を市の直接施行から民間事業者へ、更にはNPO法人等へと多様化していくことにより、受給者の視点に立ったサービスを経済性の面で効率的に提供していくことなどが考えられます。

受益と負担の関係を考慮に入れるべきサービスについては、一定のルールのもとで適切な負担によりサービス内容の充実と継続を図っていくことも検討します。

公債費

引き続き、市債の新たな借入は、当該年度の公債費の元金分を上限とし、毎年度のプライマリーバランスの黒字化を継続するとともに、市債残高の縮減を図っていきます（具体的な市債残高目標を19年度末時点で2,700億円台に置いて取り組みます）。

高利率債については、借換えた場合の後年度の利子負担軽減額を検証し、効果が認められ、かつ借換え可能な場合は積極的に借換えます。

減債基金を計画的に積立てます(3か年で3億円)。

物件費

(委託による効果の検証〔既に委託している事業の場合〕)

委託による効果と、多様な雇用形態を活用した際の直営実施とのコスト比較などを定期的に実施します。

随意契約の見直しなど、適正な競争環境のもとで委託化が進められているかを検証します。

(委託による効果の検証〔現在直営で行っている事業の場合〕)

人件費を含めた総事業費を念頭において、委託の可能性と導入の効果を検討し、委託化を推進します。

市場化テスト(官民競争入札)の導入を視野に入れたコスト検証を行います。

(施設管理のあり方についての検証)

指定管理者制度の導入を視野に入れ、直営で施設を運営する必然性を検証します。

(臨時職員の活用)

業務内容に応じて、正規職員に代え臨時職員を積極的に活用できるよう、あり方を検証します。

補助費等

負担金については、各々その経緯や協定などもあるところですが、市と相手方との間の役割分担や時代に相応しいあり方についての見直しを行うなど、常に最適なものとなるよう検証を進めます。

ごみ減量大作戦を推進し、目標である25%の減量を達成することで、広域組合への負担金を抑制します。

(仮称)補助金適正化委員会を設置し、制度の運用や補助効果の評価について第三者から意見を求め、公正かつ効果的な補助システムを確立します。

外郭団体の経営改革を支援するとともに、市の関与は必要に応じたものとしていくため、派遣職員の順次引き上げなどを図り、自立化の促進に努めます。

維持補修費

施設白書が策定から2年半経過したことから、これまでの取組みの検証と方針決定したものを反映した『(仮称)施設マネジメントプラン』を策定します。

『(仮称)施設マネジメントプラン』では、施設の存廃を明確化するとともに、存続させる施設については有効に活用するための手法を検討・導入していきます。

財産台帳と各種施設台帳(道路・公園・下水道・水道・学校など)を連携させ、効率化を図ります。

また、新たなプランの中では施設ごとのバランスシートやコスト計算書といった企業会計方式の活用を検討します。

投資的経費

新たな事業を選択する際には、ビルドアンドスクラップの視点をもって、時代に相応しくなくなった事業の廃止や縮小を合わせて検討していきます。

上記も含めて、新たな政策的事業を選択する際には、市民福祉の向上と持続可能な行財政運営の観点から、透明性の高い判断基準（「政策的事業選択システム」）のもとで決定していくとともに、その結果を広く市民に公開していきます。

事業実施に際しては、P F Iなど多様な手法の導入を検討します。

2 歳 入

市税

税の収入に関して「ゆめおりプラン」では、平成 17 年度の市税収入率 93.2%、19 年度 93.6%を目標値と定めています。

市では、これまでも滞納解消対策本部の設置や全管理職を中心とした納税促進訪問活動の実施により、滞納者一人ひとりの実情を把握するとともに、早期の納税督促に努めてきたところです。今後も、より全庁的な納税促進体制のもと現年度分課税の収入率向上を図るとともに、税務指導監のノウハウや滞納整理補助員を活用した滞納繰越分の縮減に努めます。

租税の公平性・公正性を確保していくためには、課税客体の適正な把握により税を納めるべき人へ適正に賦課することも重要です。

このため、課税時期と収納時期の時間差に応じた機動的な人員配置を行うことなどにより、いわゆる「納税対象者の掘り起こし」に努めます。

分担金及び負担金、使用料及び手数料

運動施設や文化施設など「より快適な生活を送る」ための要素が高い公の施設については、指定管理者制度の導入によりコストダウンと収益力の向上を図るとともに、民間でのサービス提供の代替性の度合いに応じて、民営化についても検討を進めます。

公の施設におけるサービス提供については、利用者の声を踏まえた中で利用区分や利用時間について引き続き検証を進め、利便性の向上と稼働率の向上に努めます。

使用料は手数料以上に「利用の対価」の性格が大きいことから、市として上記に掲げた利用率の向上やコストの削減策に努めるほか、日常生活での必要性に応じた負担割合のルール化を図ることで、利用の有無による市民間の公平性の確保を検討します。

負担金や手数料についても、コストの削減に引き続き努めていくとともに、使用料に準じた考え方のもとで、受益と負担の適正化に努めます。

市債

引き続き、市債の新たな借入は、当該年度の公債費の元金分を上限とし、毎年度のプライマリーバランスの黒字化を継続するとともに、市債残高の縮減を図ります（具体的な市債現在高の目標を19年度末時点で2,700億円台に置いて取り組みます）。

事業の選択においては行政評価の結果を反映し、新たな時代の要請に応えたビルドアンドスクラップの徹底を図ります。

新規事業の採択に当たっては、新たに「政策選択・決定システム」の構築を図り、市民に開かれた中での政策決定を制度化します。

3 特別会計

国民健康保険特別会計

国民健康保険制度を説明する機会の拡大

国民健康保険は、我が国が世界に誇る「国民皆保険」を支える重要な制度ですが、制度的に困難な状況にあることを広く市民の方々に訴え、加入者及び非加入者の双方に市の施策推進への協力を促します。

医療費抑制に向けた取組

地域医療推進部門等と連携して「健康づくり」施策を推進し、市民の健康増進と合わせて医療費の抑制を図ります。

保険税確保に向けた取組

電話による納税督促、臨戸訪問等を積極的に実施し、収入率向上に努めるとともに、保険税の適正基準を検証し、受益者負担の適正化を図ります。

担税力のある未納者に対する対策

保険税を納める能力がありながら滞納を重ねる加入者に対しては、滞納処分を強化するとともに正規の保険証に替えて、法で定められた短期保険証や資格者証を発行し、接触機会の拡大と納税者との公平性を図ります。

老人保健特別会計

医療費の抑制に向けた取組

地域医療推進部門等と連携して「健康づくり」施策を推し進め、市民の健康増進と合わせて医療費の抑制を図ります。また、頻回受診、重複受診に対しては保健制度のしくみを知っていただいた上で、適正受診となるよう理解を求めます。

対象外受診等の検査の強化

診療報酬明細書の点検を強化するなどして、資格喪失後や、過誤請求の減少を図るとともに、交通事故による第三者行為の発見と還付請求等の強化を図ります。

介護保険特別会計

介護給付費の適正化

審査支払機関との連携による介護給付費の利用状況を検証し、

- ・老人保健法等の他制度を適用した重複請求の点検強化
- ・事業所ごとの請求傾向の分析による不適正・不正な請求の発見及び指導強化などを図ります。

収入額の向上に向けた取組

- ・介護保険制度への理解の推進（広報・パンフレットを通じた意識啓発の努力）
- ・納付のための相談窓口の充実
- ・納付しやすい環境の整備（口座振替の勧奨、コンビニ収納などの検討）
- ・滞納解消対策本部・国民健康保険との連携による臨戸訪問

などにより、保険料収入率の向上を図ります。

保険制度が健全に持続可能な形で保険料を設定（平成 18～20 年度）

下水道事業特別会計

水洗化率の向上

- ・水洗化率向上のための行動計画を策定します。

使用料増収の検討

- ・企業会計を導入し使用料の見直し基準を策定するなど、適正な使用料の設定を検討します。
- ・収納目標として、「現年度収入未済額 < 滞納繰越分収入額」を実現し、滞納を解消します。

維持管理経費の削減

- ・直営で実施している水処理施設維持管理業務を委託化します。
- ・八王子市単独で運営する北野処理区について、都の流域下水道への編入を視野に入れ、あり方を検討します。

駐車場事業特別会計

定期(月極)駐車場の利用率の向上

旭町駐車場の定期利用枠の利用者を拡大し、安定した使用料収入を確保します（定期駐車場 123 台中 7 割の 86 台を目標とする）。

時間貸し部分の利用率向上の取組

- ・民間駐車場を含めた共通駐車券の導入を図ります。
- ・地域商店街との連携を図ります。
- ・学園都市センター・クリエイトホールなどの駅周辺公共施設利用者に対する PR を実施します。

- ・回数駐車券・パーキングカードを取り扱う店舗(小売店など)の拡大を図ります。
- ・駐車場と契約するテナントを発掘します。

駐車場使用料以外の収入の検討

- ・広告料収入を確保します。
- ・目的外使用について検討します(駐車スペース以外の敷地を多目的利用)。
- ・利用率の低い駐車スペースを他の目的に利用します。

保守管理経費の見直し

- ・指定管理者制度への移行を検討します(目標：平成 18 年度より管理開始)。

4 定員適正化方針

事業量を反映したゼロベースからの定員配置

現状の定員配置を無条件に「是」とすることなく、実施計画などで示された毎年の業務量に基づき、必要とされる人材資源を原則「ゼロベース」から毎年見直すこととします。

多様な雇用形態による適正配置

常勤の一般職員に加え、再任用短時間勤務職員、嘱託員及び臨時職員といった多様な雇用形態の職員を、職務の内容に対応して効果的に配置し、効率的な業務運営を進めます。

部単位での定員管理

平成 15 年 8 月の組織改正において全庁に主査制を導入し機動的な組織運営を図ったところですが、この考え方を更に進めると共に業務の効率化を図るため、定員配置の基礎単位を課から部に変更し、部長の人事管理権限を拡大し、業務の繁閑に応じた柔軟な職員配置を進めます。

新たな行政需要への対応

新たな行政需要への対応に際しては、原則として事業手法の見直しや民営化の推進等により組織定員全体の削減から生み出した職員の適正配置により対応していきます。

なお、この間、新規の常勤一般職員の採用は組織の継続性と活性化の視点から必要とされる最少限度に止めるものとします。

職員数の推移

区分	16.4.1	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1
常勤の一般職員	3,282	3,216	3,178	3,127	2,998
再任用短時間勤務職員	66	52	70	74	75
再雇用	208	226	234	234	240
一般	233	301	289	291	296
嘱託員	441	527	523	525	536

(人)

附属資料



1 行財政改革の変遷

(1) 行財政改革のはじまり（行政機関の簡素合理化）

本市における行財政改革は、昭和61年の第一次改革に始まり、少し間を置いて、平成8年度から10年度に第二次改革を行いました。第一次改革は、職員の意識改革による事務改善、職員数の適正化、給与の適正化などを主要な取組項目としたものであり、第二次改革においても同じく、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員管理など、簡素で効率的な行政運営の実現に主眼を置いて取組みました。

(2) 行財政改革の転換（結果対策から原因対策へ）

第三次の行財政改革においては、目前に控えていた地方分権型構造への転換に対応した行財政システムの確立を目指しました。長引く景気低迷の影響を受け、その具体的な取組項目中に現在のNPM（ニューパブリックマネジメント）にもつながる新たな視点の内容、例えば行政評価の導入や人材育成の方針策定などが加わったことも特徴の一つです。

『追補』の計画を策定し、12年11月に公表しました。そこでは、産業振興に力を入れた組織の再編を掲げたほか、財政白書や財政再建推進プランの策定・公表などを盛り込んでおります。

(3) 行財政改革の深化（目標達成に向けたしくみの改革へ）

第四次の行財政改革は平成14年度から16年度を取組期間としました。ここでは表題そのものを「しくみと意識のステップアップ作戦」とするとともに、行財政改革の目標を「市のまちづくりビジョン達成のための基盤づくり」とはっきりと定めております。策定が新たな基本構想・基本計画の策定と同時並行的に進んだため、個々の取組の細部においては新構想・計画と完全には一致しないところも見られましたが、行政機関としての市役所が新たな計画の意図するまちづくりを進めていく上で必要とされる制度的・意識的な課題について網羅しました。

(4) 改革の進化（地域経営の視点へ）

新たな行財政改革の取組方針を定めるに当たり、公募市民の方々や学識者の方々による「八王子市行財政改革推進審議会」に諮問を行い、1年間を超える検討をいただきました。そして、昨年8月に答申をいただいたところです。

答申は副題に「『協働』と『地域経営』の視点から」とあるように、『八王子ゆめおりプラン』のまちづくりビジョンを踏まえたうえで、「市民協働」と「まちの活性化」に重点を置いたものでした。また、広報活動のあり方や財務制度のあり方などについても提言をいただいたところです。

2 八王子市行財政改革推進審議会答申

平成 16 年 8 月 25 日

八王子市長 黒 須 隆 一 殿

八王子市行財政改革推進審議会

会 長 横 山 彰

行財政改革の推進に向けて（答申）

私たち行財政改革推進審議会委員 8 名は、昨年 8 月、貴職から「行財政改革の推進」について意見を求められました。

以来 1 年間、市を取り巻く社会情勢や市の現況、個別の事象に対する考え方などを担当者から聴取してきました。また、地域において協働を実践し、まちづくりの一翼を担われている、町会自治会代表者を始めとした市民の方々の意見も伺ってきたところです。そうしたうえで、委員間で時代背景を踏まえた真摯な意見交換に努め、調査・審議を行ってまいりました。

その結果を、このたび別添「意見書」の形に取りまとめ、審議会としての『答申』といたします。

貴職におかれては今後の行財政改革の推進にあたり、「意見書」の趣旨を斟酌なされたうえで、市民本位の姿勢で更なる改革に向け、積極的に臨まれるよう要望いたします。

行財政改革の推進に向けた意見書 ～「協働」と「地域経営」の視点から～

答申にあたっての基本的な視点

平成 12 年、私たちの地域や暮らしに大きな影響を与え、変わりゆく時代を象徴する二つの法律が施行されました。その一つは、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる地方分権一括法）」であり、今一つが「特定非営利活動促進法（いわゆる N P O 法）」です。

前者は、国と地方の関係を上下・主従から対等・協力に変えるもので、自治体（地方公共団体）の団体自治充実に効果をもたらしました。そして後者は、市民活動に対する規定の整備を図るもので、市民自治支援への一步を示すものでした。

八王子市の行財政改革は、昭和 61 年以来、四次にわたり取り組まれてきました。当初の取り組みは個別事務事業の改善に代表される手法の見直しを中心とした改革でした。その後、行政経営主体としての仕組みの見直しと組織を構成する職員一人ひとりの意識改革の方向へと内容の充実に努めてきたとのこと。こうした中、現行の行財政改革大綱では前審議会の答申を反映して、細部にわたる取り組み項目を設定し、組織を挙げて取り組んでいるところとのこと。また、その中では「市民との協働による行政運営」を柱の一つに据えていることが特長として挙げられます。私たちも「協働」は、これからの行財政運営における大きな視点の一つであることを改めて確認するとともに、市民本位の「協働」に向けて、その内容を更に発展させていく必要性を痛感したところです。

現状を無条件に良しとはせず、常に改革の気概を有する組織にとっては、行財政改革は不断の取り組みでなければなりません。そうでないならば、何をどう掲げても意味はありません。幸いなことに、八王子市においては市長の強い指導力と意志のもと、今後も引き続き全職員を挙げて自ら積極的に行財政改革に取り組む決意と聞いています。そこで今回、当審議会では取り組みの基本的な方向性を中心に言及することといたしました。以下では、そう

した視点で「協働」を基軸に据え、加えて「市民本位の協働」の推進に密接に関連する「地域経営」の視点も踏まえ、新たな行財政改革に向けた取り組みの要点に触れていきたいと考えます。

1. 協働の視点からの行財政改革の推進

(1) 情報提供と体制

市民参加や協働を進めていくためには、その前提として「市政情報」が素早く広範に市民に提供される必要があります。また、それは行政の普遍的な責務であり、求められてから提供する状態では十分ではありません。

そして、広報を戦略として実施することが都市間競争の時代には重要な視点です。その際には、映像、活字、口コミの三つの態様による情報提供を行政自ら発信していくとともに、外部の媒体に働きかけていくことに留意し、展開していく必要があります。

また、職員が積極的に市内のあらゆる地域において情報発信・受信することが可能な体制の整備を図る必要もあると考えます。

(2) 政策過程全般での市民参加と協働

一般に、政策過程は「PLAN・DO・SEE」に分けて考えられています。市では現在「アドプト制度」(注1)など「DO」の事業実施段階での市民参加や協働を積極的に進めており、この点については高く評価できます。しかし、「規制が多く独自性が発揮できない。任せるのならばもっと裁量範囲を増やして欲しい」といった意見も市民の中にあることに留意する必要があります。行政として協働を進めるに当たってはより柔軟な対応に努めるとともに、制度の導入や決定に際しては市民意見の聴取や反映に留意する必要があります。

さらに、「DO」の段階から、「PLAN」と「SEE」の段階へと市民参加の制度化を広めていくことが重要になります。市においても「ゆめおりプラン」の策定時や「環境市民会議」などで「PLAN」、すなわち計画段階における、多数の市民参加型の手法が試みられています。また、行政評価に市民による外部評価を加えるなど「SEE」の段階でも協働に努められています。このような過程で形成された人的ネットワークの維持発

展と、多様な市民参加方式を定着させていくためのルール化など、一定の制度づくりが必要と考えます。

これらも含めて政策過程各段階で協働のルール化が必要と考え、「市民参加及び協働を推進するための条例」の制定への早期取り組みが望まれます。

(3) 行政組織の改革

審議会として協働推進の視点から、今後の取り組みの要点について以下で具体的に提案します。

実行部門への分権と企画立案機能の強化

八王子市の規模を考え、またこれまで述べてきた協働推進の視点からの機動的な対応を実践していくためには、各所管は、人事、予算、組織及び定数管理の権限を付与した、民間でいうところの「事業部制」に位置付けて捉えていく必要があると考えます。そして、こうした機能を補佐する意味も含めて企画立案担当スタッフの配置が不可欠です。この結果、各事業部は、それぞれの政策領域ごとに、より柔軟かつ迅速に市民との協働を進めることが期待できます。

事業別予算の確立

前述した事業部制度の導入には、当然のことながら人件費・公債費を含めた事業別予算の確立が前提です。あえて記すまでもないことですが、次に記す「会計制度」の改革の一環として、項目立てして言及する次第です。

決算公表の迅速化と自治体予算の複数年化

3月期決算の民間企業では、遅くとも5月中には決算をとりまとめ6月の株主総会等に臨むのが通例です。官庁会計(注2)には出納整理期間があるにしろ、現行の決算時期は民間に比べ遅過ぎます。行政組織内においては、決算実体によって次の計画策定や予算編成に反映していることは承知しています。今後はさらに情報が公開された中で議論ができるよう、決算公表の迅速化を望むものです。

また、官庁会計の有する今一つの課題として、予算中心の単年度会計の制度があげられます。中期的な視点での事業展開が望まれるようになった今日、実質的に複数年を見据えた予算が可能となるよう、政府の推

進している構造改革特区制度や地域再生計画制度(注3)の活用など具体化に向け検討すべきと考えます。このようにして、市民との信頼・協力関係の中で、事業が安定的に推進される可能性が増大していきます。

分権・協働の時代に相応しい地域行政施設の機能強化

八王子市の地勢やこれからの協働を考えますと、事務所や保健福祉センターを始めとした本庁以外の行政施設や、小中学校・公民館・市民センターなどの目的別地域施設の役割は極めて重要になります。地域における市民意向を踏まえた行政機能を広範化及び強化するとともに、協働を前提としたあるべき行政サービスの提供を十全に満たすためには、どこに、どの規模の地域施設が必要なのかについて検証を行い、機能的な市の地域施設を整備し、地域版市役所化に取り組んでいくことが求められます。

2. 地域経営の視点からの行財政改革の推進

(1) 地域特性を生かすための自治体内分権

八王子市は186.31km²という面積を有するとともに、人口も54万人に及ぶ大都市です。私たちはこのことを行財政運営の視点から捉え、次の点を提案します。

都市は規模が大きくなれば、効率性や経済性が増しますが、どうしても住民との距離が遠くなる欠点もあります。一方で、証明書の交付などのサービス提供については、IT化が進む今日、電子申請の導入やコンビニエンスストア、郵便局、市民センターなどの活用も考えられます。そこで、大都市における行政では、希薄となりがちな、相談などの対人サービスやコミュニティ機能などに関して、市民と直に触れ合うきめ細かな対応が求められます。

一定規模以上となった自治体では、自治体内分権の構築は、避けられない課題となっています。市においては、地方制度調査会が答申の中で言及している「地域自治組織」(注4)的な制度や、その答申により改正地方自治法に規定が追加された「地域自治区」(注5)の導入も含めて、前述したような地域版市役所化に取り組んでいく必要があると考えます。

(2) 地域の活性化により税収増を図る視点 (まちおこしの必要性)

国及び地域の経済状況は回復のきざしを示しつつありますが、本格的な少子高齢社会を迎える中で、既存の業種・業態による経済活動の大幅な進展は見込みにくい状況と推測されます。しかしながら、八王子市にとってそれ以上に気がかりなのは、「まちに些か元気が感じられない」ことです。

確かに「都市間競争」の時代ではありますが、他の都市と同じような視点、発想で「まちおこし」に臨んでも競争力は増しません。近隣の都市が役割分担の下で連携してあたる広域行政の視点も大事です。八王子市は、他都市にない八王子固有の特性・特長を生かした産業振興やまちおこしにあたる姿勢が重要になります。

まちの活性化は、結果として税収増につながることを期待できます。市税について見ると、ここ数年収入率は着実に向上していますが(平成9年度 89.6% 平成15年度 92.8%、3.2ポイント向上)、税収額そのものについては減少の傾向にあります(同900.8億円 820.7億円、80.1億円減少)。このことの主たる原因は、我が国経済全体の低迷にあることには言を待ちません。ちなみに、この間の市税調定額、すなわち課税額は1005.5億円から884.8億円へと120.7億円もの減額となっています。市においても企業の立地支援や産業系用地の有効活用を促進するための奨励的な制度などを展開されています。そうしたことに加えて、次節以下で提言する点に留意され取り組まれることが、まちの賑わいを一層増大させるとともにまちづくりに肝要な税収増を図ることにつながります。

(3) 資源配分の弾力化

「ゆめおりプラン」で体系づけた44の施策は、いずれも重要なものです。しかしながら、「いずれも均等に」といった資源投資ではなく、縦割りによるシェア維持の発想を廃して、思い切った選択と選別が重要になります。

そうした際、「優先順位」を判断する材料として、他の都市と比較する際の八王子の優位性や現状を知る必要があります。具体的には、地域ごとに生產品の種別と出荷額を算出して1人当りの数値をもとに、政策評価の視点で都市間をベンチマーク(注6)することです。比較の対象は直接的な「サービスの成果」としての売上高だけでなく、「社会成果」として、

祝日の駅の利用状況や刑法犯罪の発生率など多様な範囲を対象とすることにより特長が見えてきます。そうして得た結果を活用する際には、短所を補おうという姿勢よりも、長所をより一層助長し、伸ばしていこうという対応が重要です。

(4) 八王子の特性を踏まえたまちおこし

八王子の特性を生かす視点で、「学園都市」を掲げていることから、都市のイメージ戦略として若者を重視する展開が有効と考えます。そして、豊かな自然を活かした観光や環境の視点からの産業振興に力を入れることや、「まちおこし」のイベント等に思い切った投資をすることも重要です。これらに留意した取り組みを行うことによって、まちと産業が栄え、市税収入も増えることとなります。

その際に考慮されたい具体的な点について一言申し添えます。現在市では税に関して滞納解消対策本部を設けるなど「徴収対策」について力を注がれているところであり、そのことに対しては評価いたします。しかしながら、本章の冒頭にも記したとおり、調定額の落ち込みが税収減の最大の原因となっていることを踏まえ、積極的な「納税対象者の掘り起こし」に努め、調定額自体の増加を図る「課税対策」にも力を注がれることが重要です。またそれは、租税の公平性を担保することにも寄与すると考えます。

3. 改革推進に向けた留意点

(1) 協働の推進に向けて

協働の推進には、市民と行政が各々の役割を踏まえて協力していくことが重要ですが、その際、行政が考えるべき点について言及しておきます。

その第1点は、市民側の体制整備にかかる行政の関与についてです。市民と行政が対等な立場で協力する姿勢は重要ですが、長い間、行政側の判断と直接的な事業執行によって、公の領域が拡大するとともに活動が決められてきたことを踏まえれば、ある日から突然「協働」と言っても、市民側も行政もあり方や具体的な行動をどうするかについて、逡巡する場面も多いと考えられます。また、個々の相手とその都度関係を構築していくことは行政担当者にとっても多大な労力を払うこととなります。

幸いなことに、八王子には組織率7割に及ぼうとする町会・自治会組織があります。また、NPO団体などの目的別の市民活動も育ってきています。これらと個別に協働するだけでなく、組織的にも事業提携においても大きく一体化するような方向で進めること、そして、そのための側面支援などに努めることが、行政に求められていると考えます。

第2の点としては、活動の場や機会の提供が挙げられます。また、第3点として、アドプト制度を実施する際などのインセンティブの付与も必要になります。この2点に関しては、審議会が町会及び自治会関係者やNPO関係者との間で行った意見交換においても、「まちづくりに一定の責任を持って関与していく意義を感じているが、現状では多くの時間と労力が費やされる中、よほどの意思を持った者でなければ続けていくことが難しい。行政でも、市民の側がそれを進んで行っていけるよう配慮してほしい」という声も等しく寄せられました。

第4点として、市民参加と協働は市民の自発性と主体性を尊重したものでなければなりません。参加や協働の形態には様々な形があり、人によってその関わり方は異なります。また、参加・協働は強制や動員によって成功するといった性格のものではありません。参加や協働の有無によって市民が不当な利益・不利益を受けることがあってはいけませんし、市民間に相互不信を引き起こすようなことがないよう公平・平等な対応に努めなければなりません。そうした点に留意して参加・協働を進めるとともに、市民間の調整機能を果たしていくことも行政に求められる役割の一つになります。

(2) 地域経営の進展に向けて

地域経営の視点だけでなく、「協働推進」にも関連する視点として、市民と行政の役割をどう捉え整理していくかということが挙げられます。戦後長い間我が国では「公の領域」と「私の領域」がはっきりと整理されることなく、行政機関が担う領域が拡大してきた経緯があります。高度成長の時代にはそういった形で社会全体が発展してきましたが、低成長の時代にあっては負担の抜本的な見直しを行わない限り、行政機関主導による社会経済の維持発展は難しいものとなってきています。また、成熟社会における人々の価値観は、民間に経済活動だけでなく社会参加を求めるように

なり、行政主導を厭う気運が生じています。行政機関による公共領域の独占は、民間の経済活動を阻害する場合がありますとともに、市民の公への関与の意欲と可能性を阻むものです。行政はそのことに留意して、事業の性格に応じた民営化をこれまで以上に推進し規制緩和に努める必要があります。

また、まちおこしや文化、生涯学習の分野での実践領域においては、行政が直接行うよりも民間に任せの方が斬新な発想が望める場合が多くあります。費用対効果の面でもより優れている事例も多いことから、行政が直接行う領域と民間に委ね行政は側面支援していく領域の明確化を図るとともに、行政が実施する領域においては、ヴァリューフォーマネー（VFM、注7）の視点から、民間委託など執行方法に留意していく必要があります。

官と民との関係やあり方を見直す一環として、行政において考えていくべき点について今一つ申し添えます。それは「外郭団体」との関係の再検証についてです。

平成15年6月の地方自治法の改正に伴い、「指定管理者制度」（注8）が同年9月から導入されました。これにより、これまで施設管理などの面で行政機関を補完する役割も一面に有していた外郭団体の位置付けには大きな変動がもたらされることが予想されます。今後は、「官から民へ」の流れの中で、外郭団体自身の自立化へ向けた改革が求められるとともに、行政機関と外郭団体との関係についての再検証が必要と考えます。

あとがき

平成15年8月21日、当審議会は貴職から2点の諮問を受けたところです。第1点は、行財政改革の推進と助言であり、今一つが、平成17年度から新たに取り組む行財政改革についての意見を述べることでした。

以来、1年を経過しこの間8回の会議を重ねてきました。

市では、審議会の答申に基づく新たな行財政改革への具体的な取り組み事項を「平成17年度の予算から反映していきたい」との意向でした。そのため、新たな取り組みについての答申は任期半ばのこの時期に出すこととなった次第です。新たな取り組みとともに現行の行財政改革大綱を推進させるこ

とが私たちに与えられた使命です。つきましては、残りの任期ではその使命について励ませていただくと同時に、大綱の推進状況や新たな取り組み状況についても後日一定の意見を述べさせていただこうと考えています。

行財政改革は、行政組織に属する一人ひとりが、どうしたら「あるべき姿」に向け今よりより良くなるか、何が問題かを常に自らに厳しく問い掛け、実践することによって初めて効果をもたらすものです。そういった意味から、私たちは今回、大きな方向性だけを示し、細かい点は行政自らが定める余地を残しています。

まちは、そのまちを愛する者の数に見合って栄えます。組織も同じです。組織をより良く機能させるためには、その構成員は気概だけでなく十分な基礎知識を有することが必要です。地方分権時代の自治体にあっては、それに加えて独自の政策形成と発信能力が求められます。

以上のことから、私たちは審議会として「協働」及び「地域経営」の視点から提言を行ったところです。貴職におかれては、この意をお含みいただき自発的改革の一層の進捗に励まれますようお願いところです。

注

- 1) アドプト制度（Adopt：アダプト制度ともいう）とは、「協働」の理念に基づいた、新たな施設管理の制度である。英語の Adopt には「養子」の意味もあり、「里親制度」としている団体もある。「八王子市公共施設アドプト制度に関する基本方針」では「市民と行政の協働により、まちに共生と共助の気を運び、さわやかな美しいまちをめざす新たな市民協働のしくみ施設管理制度」としている。市民自らが、原則無償のもとで、道路や公園などの美化等主に維持活動にあたるもの。行政は物品の貸与等で支援することとしている。以下に述べる指定管理者制度（注8）が、公の施設の管理を民間開放し、施設の設置目的を少ない経費で効果的に果たすことを目的とするのに対して、本制度は、市民に公の施設に対する愛着感の共有を図るとともに、市民自治や地域コミュニティの醸成を図ることが主たる目的の点で異なる。しかしながら、将来的には両制度の融合を図ることにより、広範な裁量権のもとで独自性を発揮した地域による管理が期待される。
- 2) 官庁会計とは、国や地方自治体で用いられている会計で公会計とも言う。行政目的に応じて財産（特に現金）をどのように費消したかを記録・計算・整理することを目的としている。単式簿記であること、予算中心の単年度会計であること、現金中心主義であ

ることなどを特徴としており、予算審議時に細目をチェックしていく点からは利点が見られるが、経営的な視点からは本文中に記載したような点が問題視もされている。

- 3) 構造改革特区制度と地域再生計画制度は、国の進める制度改革で、原則的には、規制緩和を行うことにより地域の再生や経済活性化を促そうとするものである。補助金改革や権限移譲を伴うか否か、民間からの申請が可能か否か等の違いはあるが、現行制度では許認可されない事項について特例的に実行の道を開く点については同様である。市では構造改革特区制度により、不登校児童・生徒のための小・中一貫校である「市立高尾山学園」を、構造改革特区認定第1号として開設した。また、榎原小学校の余裕教室を利用した学童保育所の開設にあたり、地域再生計画制度を申請し認定され、この結果学校施設整備時に交付された補助金を返還することなく事業実施が可能となった。
- 4) 地域自治組織とは、首相の諮問機関である「第27次地方制度調査会」が平成15年11月に出した「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の中で言及している制度である。基礎自治体内の一定の区域を単位として住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的として基礎自治体の判断で設置できる組織とされている。指定都市の行政区機能に住民による地域協議会を加える点を特徴としている。
- 5) 地域自治区とは、「第27次地方制度調査会」の答申において創設を提言された「地域自治組織」(注4)に基づき、平成16年5月の改正で地方自治法(第202条の4)に新設されたもの。地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として市町村の判断により設けられる区域であり、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くものである。市町村は、条例で、その区域を分けて地域自治区を設けることができる。地域協議会の構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任し、地域自治区の区域に係る重要事項についての市長に対する意見提案の権能等を有する。
- 6) ベンチマークとは、アメリカにおいて民間企業の経営判定を行う際に最初に導入された評価手法の一つで、最近では行政評価や政策評価に用いられている。特定の基準を設定し、実際の機能や性能、品質の指標を相対的に比較・評価することによって差異を明らかにして改善策を立案・実行する、抜本的な現状改善のための手段である。
- 7) ヴァリユーフォーマネー(value for money: VFM)は、公共サービスが本当にお金を出すに値するのかがを問い、支出に対して価値が最大となるようなサービス提供をしていくことを求める考え方である。ここでは、同様のサービス提供をする場合のコスト計算を行った場合に、もし民営化や民間委託の方が行政が直接供給するよりも安価

で実施可能であるならば、市営から民営化・民間委託へ切り替えることが支出する税金の価値をより高めるので正当化されることを指している。

- 8) 指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正（第 244 条の 2）により、従来の「公の施設の管理委託」制度に変わって新たに取り入れられた制度である。指定管理者には民間主体でもなれるよう門戸が開放された他、その位置付けもそれまでの委託契約から行政処分の代行者となる形をとるなど、施設の設置目的を効果的に達成するための改正が図られている。

審 議 経 過

回	開催日	審議事項等
第1回	平成15年8月21日	辞令書交付 市長あいさつ 会長・副会長の選出 諮問 「行財政改革の推進について」 ・ 現行の行財政改革大綱の推進について ・ 平成17年度から新たに取り組む行財政改革について 審議事項 ・ 審議会の進め方 ・ 答申までの審議予定
第2回	平成15年10月30日	審議事項 ・ 市政モニターアンケートの内容 （テーマ：八王子市の行財政改革） ・ 行財政改革大綱15年度第2四半期進捗状況 事業担当部署との意見交換 ・ 八王子市の交通事業について（道路事業部） ・ 家庭ごみの有料化と戸別収集の実施について（環境部）
第3回	平成16年2月2日	事業担当部署との意見交換 ・ 歳入確保策としての産業振興（産業振興部） ・ まちづくりからの経済効果について（まちづくり計画部）
第4回	平成16年4月27日	審議事項 ・ 行財政改革大綱15年度達成見込み 市民との意見交換 ・ 八王子市における市民協働の現状と課題
第5回	平成16年5月25日	審議事項 ・ 新たな行財政改革への取り組み
第6回	平成16年6月28日	審議事項 ・ 新たな行財政改革への取り組み
第7回	平成16年7月22日	審議事項 ・ 行財政改革大綱15年度推進状況 ・ 答申内容 市長との意見交換
第8回	平成16年8月19日	審議事項 ・ 答申内容
第9回	平成16年8月25日	答申

平成 16 年 8 月 25 日現在

八王子市行財政改革推進審議会 委員名簿

敬称略 50音順

氏 名	選 出 区 分
大岡 平八郎	市民委員
金井 利之	学識経験者
久保田 英夫	市民委員
武田 広子	市民委員
鶴田 勝巳	市民委員
西村 洋子	学識経験者
町田 典子	学識経験者 (副会長)
横山 彰	学識経験者 (会 長)

15八行行発第14号
平成15年8月21日

八王子市行財政改革推進審議会

会 長 横 山 彰 殿

八王子市長 黒須 隆一

行財政改革の推進について(諮問)

このことについて、下記事項に関する意見を求めます。

記

- 1 現行の行財政改革大綱の推進について
- 2 平成17年度から新たに取り組む行財政改革について
行財政改革の基本方針
行財政改革の推進に関する重要事項
- 3 その他

発行日 / 平成17年5月

編集・発行 / 八王子市行政経営部行革推進課

〒192 - 8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 / 0426 - 20 - 7423 (直通)

FAX / 0426 - 27 - 5939

E-mail / gyoseikeiei@city.hachioji.tokyo.jp

